

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
1	用語の定義「月例点検」	2							質問	周期として「1ヶ月から1年程度」と明記されておりますが、月例点検は1ヶ月毎の点検では無く事業者側の提案により例えば3ヶ月毎の点検を月例点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設設備は事業者側が提案する点検周期にて実施することとしています。また、維持管理業務委託で求める既設対象設備の点検は、企業団の点検整備指針で定める点検周期に基づき実施することとしています。
2	用語の定義「年次点検」	2							質問	周期として「6ヶ月から2年程度」と明記されておりますが、年次点検は1年毎の点検では無く事業者側の提案により例えば8ヶ月毎又は18ヶ月毎等の定期点検を年次点検として問題無い理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 質問No. 1 をご確認ください。
3	設計期間について	5	第1	3	(4)	ウ			質問	第1回質問に対する回答（実施方針（案）・綾瀬浄水場）の質問回答 No. 79 において、「本事業の設計期間は、令和9年4月から令和10年3月までの1年間を想定している」旨の記載がされています。 一方で、実施方針（案）および要求水準書（案）においては、設計・施工期間については記載があるものの、「設計期間」単独の期間については明確な記載がないものと認識しています。 このため、設計期間については貴企業団として1年間を想定しているものの、期間を一律に拘束するものではなく、事業者の提案内容（工程計画）により、1年に満たない場合や1年を超える場合についても認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計・施工を合わせた期間については企業団が定める工期内の完成を求めます。 ただし、設計期間を短縮し、初年度から工事出来高が発生する計画が提案された場合は、当企業団の年度予算に応じた協議・調整が発生する可能性があります。
4	維持管理期間	5	第1	3	(4)	ウ			質問	本事業の目的は沈でん池機器の更新及び更新後の最適化だと認識しており運転管理が事業に含まれず本紙で指す『維持管理業務』とは事業者側の修繕管理・計画が主だと考えております。他社機器の管理は困難であり対応難しくまた運転管理も含めていないため管理にも限界（民間側の創意工夫は適用できない）があります。更新前の機器や更新対象ではない機器に関しては維持管理業務より除外検討願います。	ご質問事項が見当たらないため、ご意見として承りました。
5	設計・施工期間について	5	第1	3	(4)	ウ	※		質問	” 工事着工時期” について、令和18年3月までに施工が完了すれば、開始時期は問わないとの良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、水運用上停止できる池数に制限があるため、それを踏まえ、計画的に施工してください。
6	保守点検について	5	第1	3	(4)	エ			質問	表1-1業務対象範囲について、保守点検の主な内容として「対象施設について年次点検および精密点検を行う」と記載がありますが、新設設備の点検については頁28表4-1記載の月例点検も実施するという理解で宜しいでしょうか。	新設設備の月例点検は、その必要性も含め、事業者の提案による点検内容や点検周期にて実施することとしています。
7	表1-1 施工（工事）各種調査について	5	第1	3	(4)	エ			質問	施工（工事）に必要な「事後調査」で想定していることはありますでしょうか。	現段階で想定していることはありません。
8	表1-3 水質条件（設備更新後）について	6	第1	4	(2)				質問	原水濁度で最大2,000度と設定してくださっていますが、最大濁度継続時間を提示いただけないでしょうか。	原水最大濁度の継続時間については、閲覧資料から事業者にてご判断ください。
9	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	表 1-2 施設能力の「施設能力（㎥/日）」とは、浄水場から送水可能な浄水量であり、計画一日最大給水量（㎥/日）に相当するという理解でよろしいでしょうか。	綾瀬浄水場の施設能力とは原水を浄水処理できる最大能力であり、浄水ロス量を除いたものが計画一日最大給水量となります。
10	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	各水量の定義について、次のとおりでよろしいでしょうか。 施設能力＝計画一日最大給水量 計画浄水量＝計画一日最大給水量＋作業用水 浄水能力＝計画浄水量＋予備力 この場合、作業用水（㎥/日）、予備力（㎥/日）について条件をお示しください。また、沈でん池設備の設計に当たっては、急速攪拌池流入量は浄水能力相当の水量を見込むという理解でよろしいでしょうか。	各水量の定義は以下の通りです。 綾瀬浄水場の施設能力＝計画浄水量＋予備力 計画浄水量＝計画一日最大給水量＋浄水ロス量（率） 浄水ロス量＝作業用水等 急速攪拌池流入量については、ご理解のとおりです。
11	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	沈でん池設備の設計にあたり、急速攪拌池に流入する計画最大水量（㎥/日）をご教示ください。	各急速混和池に流入する計画最大水量は、予備力を含め、166、250㎥/日となります。
12	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	現状は施設能力500,000㎥/日に相当する水量は浄水場のどの地点で計測することができるのでしょうか。具体的な場所をご教示ください。施設能力の達成はこの計測地点で確認するという理解でよろしいでしょうか。	着水井に設置している各BLK取水量計にて計測します。施設能力の達成はご理解のとおりです。
13	施設能力について	6	第1	5	(1)				質問	現状の施設能力は全池運転時に100%発揮することができのでしょうか。	設計上は、発揮できる仕様となっています。
14	最大濁度時の対応について	6	第1	5	(2)				質問	原水の最大濁度は2,000度とありますが、この濁度時におけるPAC注入率と継続時間をご教示ください。また、最大濁度時は掻寄機の能力に合わせて原水水量を調整することができると考えてよろしいでしょうか。	2000度時のPAC注入率は設計値75mg/Lです。 原水最大濁度の継続時間については、閲覧資料から事業者にてご判断ください。 原水水量の調整可否は、その時の水処理状況によります。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
15	水質条件について	6	第1	5	(2)	表1-3			質問	” 濁度” について、原水濁度2,000度の際に求められる沈でん池出口濁度が2度以下との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	水質条件について	6	第1	5	(2)	表1-3			質問	” 濁度” について、処理水量は665,000m3/日を想定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	表1-4 水質実績まとめ（令和元年度～令和5年度）について	7	第1	5	(2)				質問	沈でん池出口濁度の最大値が水質異常値を超過しています。この時の原因をご教示下さい。	令和元年10月の台風19号の影響によるデータであり、詳細な原因は不明です。
18	沈殿池の汚泥濃度について	7	第1	5	(2)				質問	水質実績のまとめとして、沈殿池における汚泥濃度の実績値がございましたらご教示ください。	綾瀬浄水場沈でん池における汚泥濃度の実績値はございません。
19	前PACの注入能力について	8	第1	5	(3)				質問	最大注入量は600L/hとありますが、1台当たりの注入量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	施工期間中の設計諸元	9	第1	5	(4)				質問	表 1-7 既設諸元の下「設計諸元値は参考値として示すものであり、水道施設設計指針（（公社）日本水道協会）等に準拠した範囲内であれば問題はないものと考えているが、設備更新後に設計諸元が大きく変更になる場合は、企業団と協議して決定すること。」については、施工期間中に一部の池を停止した場合においては、滞留時間などの設計諸元を満たさなくなる可能性がございますが、施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とならないでしょうか。	施工期間の一時的なものであれば要求水準未達とはなりません。
21	沈でん池構成・構造の設計諸元値について	9	第1	5	(4)	表1-7	※		質問	” 設計諸元値が大きく変更になる提案を行う場合” について、提案書へ明記し、契約前に事前説明を行うことは問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	技術対話の際に確認させてください。
22	沈でん池構成・構造の設計諸元値について	9	第1	5	(4)	表1-7		※	質問	” 設計諸元値が大きく変更になる提案を行う場合” について、技術対話での協議が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	沈でん池構成・構造の設計諸元値について	9	第1	5	(4)	表1-7			意見	フロキュレータの” 速度範囲” に関する記載があります。当該の” 速度範囲” とは回転数範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。ご理解のとおりです。
24	耐震性能について	10	第1	5	(5)				質問	” 土木構造物の改造” について、改造を行う場合に求められる耐震性能は、実際の施工時点時の最新の指針に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	更新実施周期	10	第1	5	(6)				質問	表 1-8 更新実施周期において、設定する更新実施周期を維持できる仕様とすること、更新実施周期は30年と示されています。更新実施周期の30年は、既設沈でん池機器に対して、これまで日常点検や定期的な修繕を適切に行ってきた結果得られた値でしょうか。更新後の沈でん池機器を既設よりも長寿命な素材を使用し、かつ適切な維持管理を行うことで見込まれる期待値という位置づけでしょうか。	更新周期30年は、点検や修繕を適切に実施してきた結果得られた実績値です。
26	更新の定義について	10	第1	5	(6)				質問	表1-8に更新実施周期が示されていますが、ここで言う更新とは今回事業における新設設備同規模の機械更新との理解でよろしいでしょうか。（駆動装置等の構成機器の更新は該当しない）	ご理解のとおりです。
27	更新実施周期について（電気設備）	10	第1	5	(6)				質問	” 更新実施周期を維持する仕様” について、事業者から他工事（電気設備）に対して、機器や資材を支給する場合、想定される支給方法をご教示ください。	契約後に事業者から提出される計画書等をもとに、企業団と事業者が協議して決定します。
28	更新実施周期について（電気設備）	10	第1	5	(6)				質問	” 更新実施周期を維持する仕様” について、事業者から他工事（電気設備）に対して、機器や資材を支給する場合の想定される引き渡し後の保管方法や保証責任の扱いをご教示ください。	契約後に事業者から提出される計画書等をもとに、企業団と事業者が協議して決定します。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
29	更新実施周期について (電気設備)	10	第1	5	(6)				質問	本事業では電気設備の改造・更新が必要となった場合、当該改造・更新は他工事にて対応とされています。 “電気設備”については、更新実施周期期（30年間）の間に再度機器更新を行う必要が生じた場合、本事業同様に別途工事にて改造・更新となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	修繕計画提出の初め	10	第1	5	(7)	ア			質問	令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する旨が明記されておりますが、図においては令和13年度を初めとして修繕計画提出を提出と読み取れる図示になっております。本事業においては令和10年度末を初めとして修繕計画を提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本事業では5年毎に修繕計画の提出を求めます。提出する時期として、令和10年度末に令和13年度から令和22年度の修繕計画、令和15年度末に令和18年度から令和27年度の提出を求めるものです。
31	新設設備の機能維持	10	第1	5	(7)	ア			質問	「令和10年度を初めとして、以降5年おきに将来の10年間の修繕計画を企業団に提出」との記載がありますが、本計画は中長期的なストックマネジメントを目的としたものであり、毎年度作成する修繕計画と必ずしも一致することを求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	修繕計画について	10	第1	5	(7)	ア			質問	「事業者は、新設設備の維持管理内容を（中略）、5年おきに将来の10年間の修繕計画を企業団に提出すること。」との記載がありますが、P36(3)計画修繕では、年度ごとに修繕計画を立案する内容が記載されています。5年おきに提出する10年間の修繕計画はあくまでも計画であり、実施内容は単年度ごとに見直しができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 原則として提出いただいた計画に沿って設備の修繕を行います。点検結果に基づいた状態監視保全を行うため、単年度毎に見直しすることが可能です。
33	新設設備の機能維持について	10	第1	5	(7)				質問	「以降5年おきに将来の10年間の修繕計画を企業団に提出すること。」とありますが、新設設備の機能維持において、「令和10年度末を初めとして、以降5年おきに将来の10年間の修繕計画を提出すること」とあります。 本事業期間が令和33年3月31日までであることから、修繕計画の提出時期は、令和10年度末、令和15年度末、令和20年度末、令和25年度末、令和30年度末の計5回との理解でよろしいでしょうか。 また、事業終了前に提出する事業引渡し計画書及び事業引渡し報告書に含める事業終了後10年間の点検・修繕計画は、上記5回の最後の修繕計画の2年前の提出となり、重複も多いことが想定されることから、修繕計画と事業引渡し計画書及び報告書をまとめた形とすることは可能でしょうか。	修繕計画の提出時期は、ご理解のとおりです。 修繕計画と事業引渡し計画書及び報告書は、記載内容が一部異なるため、要求水準書案に記載のとおり、それぞれ提出してください。
34	事業終了時における設備の性能及び機能について	10	第1	5	(7)	イ			質問	「本事業終了時において新設設備が要求水準に示した性能及び機能を確保していること」とありますが、この性能及び機能について、設備の機械機能（健全度）に限定した項目と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
35	「事業引渡し計画書」について	10	第1	5	(7)	イ			質問	”事業引渡し計画書に記載する性能及び機能を確認する具体的な方法”について、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	「事業引渡し計画書」について	10	第1	5	(7)	イ			質問	”事業引渡し計画書”の様式に指定があればご教示願います。	本事業開始後に提示します。
37	新設設備の機能維持	10	第1	5	(7)	ウ			質問	「事業終了後10年間の点検・修繕計画、並びに部品供給の確保等により」との記載がありますが、事業引渡し報告書は施設引き渡し時における確認結果および新設設備の機能確保を目的とした保全方法を示すものであるとの理解です。このため、事業終了後に新設設備に異常が発生した場合であっても、当該事象については事業者の責には帰さないものとして取り扱われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書案に記載のとおり、新設設備の性能・機能を長期間下回る状況を生じさせないようにしてください。
38	「事業引渡し報告書」について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	”事業引渡し報告書”に記載する”性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策”について、具体的な内容は、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	「事業引渡し報告書」について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	”事業引渡し報告書”の様式に指定があればご教示願います。	本事業開始後に提示します。
40	新設設備の機能維持について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	”新設設備の性能及び機能を下回る状況”について、”事業者の責に帰さない事象”に関しては別途協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
41	部品供給の確保について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	「なお、「事業引渡し報告書」には、事業終了後10 年間の点検・修繕計画、並びに部品供給の確保等により新設設備の性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策を含めること。」と記載がありますが、「部品供給の確保」とは、事業終了後に必要となる部品を予め事業期間内に調達して貴企業団へ提供するというのでしょうか。	ご理解のとおりですが、部品供給の確保の方法については、事業者の裁量によります。
42	新設設備の機能維持について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	” 部品供給の確保” について、新設設備に含まれる駆動装置や部品などを供給するメーカーのモデル変更などに伴い、部品供給が終了した場合、別途協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書案に記載のとおり、「事業終了後10 年間の点検・修繕計画、並びに部品供給の確保等により新設設備の性能及び機能を下回る状況を長期化させない方策」を計画してください。
43	新設設備の機能維持について	10	第1	5	(7)	ウ			質問	他工事の電気設備に関わる” 部品供給の確保” について、本事業における事業者が求められる機能維持の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ” 部品供給の確保” の対象は本事業で施工する新設設備の範囲となります。
44	事業者が行うセルフモニタリングについて	11	第1	5	(9)				質問	” 企業団が必要と判断し、追加で求められる事業者のセルフモニタリング” について、内容次第で事業者の想定を超える著しい費用の追加が発生する場合が考えられます。 追加内容について、必要に応じて事業者と費用負担に関する協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
45	本事業の対価	11	第1	6	(1)				質問	契約書が工事と維持管理業務委託で別記載のため予定価格公表の際はそれぞれの価格が公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
46	他工事との調整	11	第1	6	(3)				質問	予定している工事が1 件示されていますが、この他に沈でん池等の構造物の防食塗装の工事等を別途発注する予定はございますでしょうか。（防食塗装工事が別途発注されている場合、供用開始時期に影響するため工程の調整が必要となります）	現時点では、防食塗装等の工事の予定はありません。
47	他工事との調整について	11	第1	6	(3)				質問	別途予定されている綾瀬浄水場監視制御設備改良工事について、現段階において本事業の機械更新に影響を与える工事内容はありますか。また、他工事との調整については貴企業団に仲介していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	綾瀬浄水場監視制御設備改良工事は、本事業の事業者提案に伴い、必要となる既設設備の改造を行うものです。 他工事との調整は、企業団、本事業の事業者、他工事の請負業者の3 者で協議して進めます。
48	他工事との調整について	11	第1	6	(3)				質問	” 本事業の設計業務、施工（工事）及び維持管理業務を円滑に実施すること” について、他工事により、事業者が想定していない仮設作業や対向試験などが発生した場合、貴企業団にて、別途発注または設計変更に関する協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	予定している主な他工事（別途発注）	11	第1	6	(3)	【】			質問	【予定している主な他工事（別途発注）】の記載があります。 ” 工事内容” について、別途P19(3) その他留意事項オ(7)、(i) に示す内容と理解していますが、その他に具体的な内容があればご教示ください。	工事内容について、ご理解のとおりです。 記載以外の具体的な工事内容は、事業者の提案内容によります。
50	予定している主な他工事（別途発注）	11	第1	6	(3)	【】			質問	【予定している主な他工事（別途発注）】の記載があります。 ” 他工事” について、本記載以外の想定している他工事があれば、ご教示ください。	現時点では本記載以外で他工事の予定はありません。
51	健康診断について	11	第1	6	(4)				質問	” 健康診断” ” の受診およびその結果の提出” について、短期の入場となる場合でも必要との理解でよろしいでしょうか。	現場で従事する期間が通算して3ヶ月未満の場合は必要ありません。 ただし、沈でん池内に入る場合は、期間に関わらず、受診とその結果の提出が必要です。
52	健康診断について	11	第1	6	(4)				質問	” 健康診断” について、腸内細菌検査との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 必要な検査項目は、別途公表する、公告資料等に示します。
53	健康診断について	11	第1	6	(4)				質問	” 事業者は、定期及び臨時の健康診断を受診し、結果を企業団に提出すること。” とあります。 ” 定期” について、年1 回との理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
54	業務車両について	11	第1	6	(5)	イ			質問	” 車両” について、” 自動車” とは別に” 自転車等” を使用する場合も、車両台数などについては貴企業団の承諾を受けて管理を行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	業務車両について	11	第1	6	(5)	イ			質問	” 車両” について、” 自動車” や” 自転車等” を使用する場合の駐車場所については貴企業団からの指示に従うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書等に記載のない事項への対応について	12	第1	6	(8)				質問	日常点検で必要な機器の注油・給脂、槽上部の藻類等の軽微な清掃や、経年劣化を起因とする軽微な不具合処置（接合部からの軽微な水漏れ対応等）は貴企業団の所掌と考えてよろしいでしょうか。	既設設備はご理解のとおりです。 新設設備の日常点検を含む維持管理方法は事業者の提案としています。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
57	要求水準書等に記載 のない事項への対応 について	12	第1	6	(8)				質問	「要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」と記載していただいておりますが、事業者側で実施が必要な事項かどうかは実施方針において示されているリスク分担表といったものを参考にしつつ貴企業団と事業者間で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書等に記載 のない事項への対応	12	第1	6	(8)				質問	「要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するため～事業者の責において行うこと」との記載がありますが、要求水準書に記載のない事項であっても、事業開始後に初めて必要性が判明した業務については、その内容や規模に応じて契約変更協議の対象になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書等に記載 のない事項への対応	12	第1	6	(8)				質問	「要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や維持管理業務については、事業者の責において行うこと」とありますが、要求水準に記載の条件（濁度など）から外れた条件においては、当該項目の適用是非、費用負担について貴企業団との協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書等に記載 のない事項への対応 について	12	第1	6	(8)				質問	” 要求水準等に明示されていない事項” や、” 事業者の責に帰さない事象” ” に起因した整備や維持管理業務” について、その対応方法や費用負担は別途協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書等に記載 のない事項への対応 について	12	第1	6	(8)				質問	” 要求水準等に明示されていない事項” について、ご想定的事项があればご教示ください。	現時点では、想定事項はありません。
62	要求水準の変更につ いて（中東情勢）	12	第1	6	(9)				質問	” 企業団は、事業期間中に次の事由により要求水準を変更する場合がある。・・・双方が必要と認めた内容の契約変更を行う。” とあります。 ” 昨今の中東情勢等の地政学的リスク” について、事業者および貴企業団の双方にとって予測困難な” 資材供給の納期遅延” や” 急激な費用高騰” が発生する懸念がございます。 このような事態が生じた場合も、契約内容や費用等に関する変更協議の対象と認めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、企業団と事業者が協議を行い、契約内容、費用等の扱いを決定します。
63	要求水準の変更につ いて	12	第1	6	(9)	ウ			質問	要求水準変更に係る条件として「維持管理業務における定期的な業務内容の検証、見直し」が明記されていますが、計画外修繕を除く定期的な業務が該当するものと考えます。要求水準に沿った提案内容により事業が開始された後、協議によっては大きく事業内容が変更となる可能性がありますでしょうか。	現時点ではありません。
64	要項・指針等の優先順 位について	14	第1	6	(10)	ウ			質問	適用する要綱及び指針について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載した順は、優先順位を示すものではありません。 重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認頂くようお願いします。
65	仕様書等の優先順位 について	15	第1	6	(10)	エ			質問	適用する仕様書等について明記されていますが、重複する項目において異なる記載がある場合は、記載された順が優先順位であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載した順は、優先順位を示すものではありません。 重複する項目で異なる記載がある場合は協議等によって都度確認頂くようお願いします。
66	積算基準等について	15	第1	6	(10)	オ			質問	” 契約変更等の協議で採用される人工や積算基準” について、協議時点での最新の内容が採用されるとの理解でよろしいでしょうか。	契約変更の際に使用する施工にかかる人工数や基準は、入札時点の基準が適用されます。
67	積算基準等について	15	第1	6	(10)	オ			質問	” 積算基準に定めのないもの等” について、具体的な内容をご教示ください。 例えば” 機器費”、” 修繕部品”、” 仮設工（複合工費）” などが該当するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案内容によるため、事業者に事業に必要な積算基準等の確認を求めます。
68	機器製作図について	17	第2	1	(1)	ア	(ウ)		質問	提出図書の中の「機器製作図」については、組立図（構造や形状、部品同士の相対的な位置関係がわかるもの）で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	既設設備改造につい て	17	第2	1	(1)	イ			質問	” 必要となる既設設備の改造（撤去を含む）に関する事項” について、改造や撤去を行う機械設備・電気設備・土木構造物の全てが対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	既設設備改造につい て	17	第2	1	(1)	イ			質問	” 必要となる既設設備の改造（撤去を含む）に関する事項” について、提案書へ明記し、事前説明を行うことは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	提出された提案書について事前説明の機会を設ける予定はありませんので、技術対話を活用ください。
71	既設設備改造につい て	17	第2	1	(1)	イ			質問	” 必要となる既設設備の改造（撤去を含む）に関する事項” について、事前に技術対話での協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
72	沈でん池機器に関する現状課題	17	第2	1	(1)	ウ			質問	「沈でん池機器に関する現状課題」の(ア)～(オ)は、貴企業団の各浄水場を総括した現状課題であるとお見受けします。具体的にどの浄水場における課題であるかお示しいたけないでしょうか。	フィン付き傾斜板は、綾瀬浄水場固有の課題ですが、それ以外は3浄水場に共通した課題です。
73	フラッシュミキサーの修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(7)		質問	概ね6年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
74	フロキュレーターの修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(4)		質問	概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
75	汚泥掻寄機の修繕周期について	17	第2	1	(1)	ウ	(エ)		質問	概ね9年毎に修繕実施と記されていますが、この修繕はTBM（時間基準保全）によるものでしょうか。それともCBM（状態監視保全）によるものでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
76	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者、現場代理人、監理技術者は兼務可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
77	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	設計・施工期間が比較的長期間に及ぶため、やむを得ない事由により統括責任者を交代することは認められるでしょうか。また、統括責任者は本案件の専任とする必要がありますでしょうか。	やむを得ない事由により交代することは可能ですが、その場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。また、専任とする必要はありません。
78	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「事業のプロジェクトマネージャー（各事業を取りまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として、業務を実施した経験を有する者」とありますが、各事業の定義をご教示ください。	各事業とは、DB等において、機械設備の設置工事や電気設備の更新工事など、各工事や設計を示すもののご理解ください。
79	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	設計と施工では求められる能力の異なることから、統括責任者は設計と施工期間で変更しても宜しいでしょうか。	統括責任者は、設計の思想等を施工部署に伝えるなど各事業の調整を担うものと考えているため、設計と施工で分けることは認められません。
80	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	「事業のプロジェクトマネージャー（各事業を取りまとめ業務の進捗状況や課題整理・調整等を行う統括的な責任者）として、業務を実施した経験を有する者」とありますが、1人の責任者に対して設計・施工（工事）両方のプロジェクトマネージャーの経験が必要という訳ではなく、いずれかの業務の経験でよろしいでしょうか。	統括責任者は、各事業を取りまとめるという役割を担うため、いずれかの業務経験では不十分であるのご理解ください。
81	統括責任者の配置について	18	第2	1	(2)				質問	統括管理責任者の要件として、プロジェクトマネージャーの経験を有しているものとございます。経験年数は問わないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	施工時の統括責任者は監理技術者を兼任してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	統括責任者の配置について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者は非常駐での配置を考えていますが、問題はありませんか。また、貴企業団から発注される他のDBM事業と兼務することは可能でしょうか。	非常駐で問題ありません。また、他のDBM事業との兼務も可能ですが、設計業務及び施工内容を把握し進捗状況や課題整理・調整等が円滑に行える能力を求めます。
84	統括責任者の配置期間について	18	第2	1	(2)				質問	統括責任者の配置期間について、維持管理期間に触れていませんので、維持管理期間は含めないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	“統括責任者”について、資格は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	“統括責任者”について、実績としての業務は基準日までに竣工されていれば、年数制限はないとの理解でよろしいでしょうか。（基準日から竣工時まで15年以内の案件での経験であれば問題ないと理解で宜しいでしょうか。）	「基準日」が何を示すのか不明であるため、回答を差し控えさせていただきます。
87	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	“統括責任者”について、実績としての業務は上水道の沈でん設備の公共工事の業務に限定されないとの理解で宜しいでしょうか。例として沈でん設備以外の上水道施設（膜処理や急速ろ過池設備等）、工業用水道・下水道などの公共事業も実績として認めて頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	“統括責任者”について、専任は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
89	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	”統括責任者”について、本事業内の建設・設計期間の監理技術者、設計技術者、維持管理責任者、維持管理従事者などを兼任することは可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	”統括責任者”について、経験の実績の証明について、具体的な方法及び書類をご参考にご教示ください。 例えば、請負工事の契約書・発注図書関係、コリンズ、組織図・体制表、全体の工程会議や設計や施工に関する各打合せの議事録の控えなどによる証明で承認頂けるのでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
91	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	”統括責任者”について、建設期間中、設計期間中、共に常駐の義務はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	”統括責任者”について、変更を事業者から申し出る場合は、貴企業団との協議の場を設けて頂き、柔軟に対応頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、やむを得ない事由により交代する場合は、同条件を満たす者の選任を求めます。
93	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	下記のような経験を有する者は本事業で統括責任者として配置することは可能でしょうか。 上水道施設における公共事業（DB方式）においてJVの構成企業（非代表企業）に所属しており、CORINS上の登録は「主任技術者」となっております。当時の発注者承諾済みの組織図上においては、該当技術者はJV内での建設業務および設計業務をそれぞれ構成企業（非代表企業）の一員として担当し、事業の進捗管理や課題整理・調整等を社内外で横断的に対応した経験を有しております。このような場合、当時の役割を説明する組織図、議事録等を提出することで、本事業で統括責任者として配置は可能との理解でよろしいでしょうか。	質問内容では、詳細が確認できないため、技術対話の際に確認してください。
94	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	下記のような経験を有する者は本事業で統括責任者として配置することは可能でしょうか。 上水道施設における公共事業（DB方式）の上水道施設（膜処理設備等）の公共事業について、元請企業としてのCORINS上の登録は、設計期間中は「担当技術者」、現場期間中は「現場代理人」となっています。該当技術者は事業の設計・建設期間において、事業の進捗管理や課題整理・調整等を社内外で横断的に対応した経験を有しております。このような場合、当時の役割を証明する組織図、議事録等を提出することで、本事業で統括責任者として配置は可能との理解でよろしいでしょうか。	質問内容では、組織図や議事録の内容の詳細が確認できないため、技術対話の際に確認してください。
95	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	下記のような建設・設計に関する複数経験を十分に有する者を本事業の”プロジェクトマネージャーとして業務を実施した経験”と同等とみなし、配置を認めて頂けないでしょうか。 ・配置予定技術者が1名で保有する実績 1）上下水道施設の公共工事（DB方式または従来方式）の実績にて、「建設部門」の統括的役割（監理技術者）の経験を有する。 2）上下水道施設の公共工事（DB方式または従来方式）の実績にて、「設計部門」の統括的役割（窓口と実務担当）の経験を有する。 ※設計と建設それぞれ別案件で複数の実績を有する者を想定しています。	質問内容では、統括的役割の具体的な内容が確認できないため、技術対話の際に確認してください。
96	統括責任者について	18	第2	1	(2)				質問	下記のような2名の経験者を配置する体制を構築することで、本事業の”プロジェクトマネージャーとして業務を実施した経験”と同等とみなし、配置を認めて頂けないでしょうか。 1）統括責任者（1名）・・・上下水道施設の公共工事（DB方式または従来方式）の実績にて、「建設部門」の統括的役割（監理技術者）の経験を有する者。 2）副統括責任者（1名）・・・上下水道施設の公共工事（DB方式または従来方式）の実績にて、「設計部門」の統括的役割（窓口と実務担当）の経験を有する者。 ※設計と建設それぞれ別案件での複数の実績を有する者を想定しています。	監理技術者の経験のみでは判断ができないため、技術対話の際に確認してください。
97	設計業務に携わる技術者について	18	第2	1	(3)				質問	事業者の提案内容に基づき法的に必要とされる資格を有する技術者とありますが、実施方針21ページに記載がありますとおり、工事を実施する企業が自ら担当する工事の設計業務を行う場合は法的に必要とされる資格を有する技術者の配置は求められないと考えてもよろしいでしょうか。	建設工事等で法的資格が必要となる提案をされた場合は、資格を有する技術者の配置が必要となります。なお、実施方針21ページに記載がある技術士は法的に必要な資格ではありません。
98	設計業務に携わる技術者について	18	第2	1	(3)				質問	”法的に必要とされる資格を有する技術者”について、資格を有していれば、専任の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	専任の必要性は、提案内容を踏まえ、事業者が判断してください。
99	設計業務に携わる技術者について	18	第2	1	(3)				質問	”法的に必要とされる資格を有する技術者”について、実施方針(案)P20 第2章3(2)アに記載のある通り、自社で設計業務を行う場合は資格は不要との理解でよろしいでしょうか。	建設工事等で法的資格が必要となる提案をされた場合は、資格を有する技術者の配置が必要となります。なお、実施方針21ページに記載がある技術士は法的に必要な資格ではありません。
100	設計業務に携わる技術者について	18	第2	1	(3)				質問	”法的に必要とされる資格”について、具体的に想定される資格をご教示ください。	事業者の提案により求められる資格者が異なるため、必要となる資格は事業者で判断してください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
101	設計業務に係る協議 の出席者について	19	第2	2	(2)				質問	”施工（工事）や維持管理等に関係する企業の担当者を出席させること”とあります。 会議の議題や内容に応じて、事業者の判断により、都度必要な関連する企業の担当者を出席させる、という理解でよろしいでしょうか。 （毎回全ての企業の担当者を出席させるということでないとの理解でよろしいでしょうか。）	ご理解のとおりです。 求めていることは情報共有を適切に図り業務を円滑に進めることです。
102	設計業務に係る協議 について （業務報告書）	19	第2	2	(2)				質問	”業務報告書”について、様式に指定があれば、ご教示願います。	様式の指定はありません。
103	設計業務に係る協議 について （業務報告書）	19	第2	2	(2)				質問	” 業務報告書を提出する期日” について、想定される期間があれば、ご教示願います。	契約後に事業者から提出される計画書等をもとに協議により決定します。
104	過去調査結果の取扱 について	19	第2	2	(3)	イ			質問	測量調査や地質調査結果は参考であることが明記されていますが、設計及び施工計画等において各結果に類する内容を諸元として使用する場合は、事業者において調査・検証を行う理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	測量調査及び地質調査	19	第2	2	(3)	イ			質問	「企業団が過去に実施した測量調査や地質調査結果は参考とし、設計や施工計画に必要な各種調査は事業者の責任において実施すること。」とありますが、設計の根拠資料として引用することは「参考」に該当すると理解して差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	その他留意事項	19	第2	2	(3)	ウ			質問	「本事業の設計・施工（工事）にあたっては既存施設内の建築物及び近隣環境との整合に配慮すること。」とありますが、施設の材質等の仕様を既設と合わせる必要があるという訳ではなく、景観上著しく整合が取れていないことが無いよう配慮するという理解でよろしいでしょうか。近隣環境との整合として想定されている具体的事項があればご教示ください。	応募者の提案内容により異なりますが、綾瀬市景観条例を遵守するほか、景観上著しく整合が取れていないことないよう配慮してください。
107	その他留意事項について （アスベスト）	19	第2	2	(3)	エ			質問	”・・・必要な調査等については、事業者の責任において実施すること。”とあります。 本事業の施工範囲内で、アスベストを含有しているエリアやP C Bを含有する機器の存在について、事前に提示して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	施工範囲、施工方法等から、事業者が事前調査をお願いいたします。
108	その他留意事項について	19	第2	2	(3)	オ	(7)		質問	” 記載の対象となる設備・機器” について、本事業とは他工事とのことですが、貴企業団の更新に関する判断基準（設置年数や状態など）があれば、ご教示願います。	企業団が定めた更新基準年数、設備の状態等を総合的に判断して決定しています。
109	運転維持管理動線	19	第2	3	(1)	ク			意見	「設備構成や動線等は、運転維持管理性を考慮した設計とすること。」とありますが、現状の運転維持管理の動線をご教示ください。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 技術対話の際に確認してください。
110	工事資材の仮置き場所	19	第2	3	(1)	ケ			意見	「工事資材の仮置き場所は、事業者が必要とする期間、範囲及び重量等を纏めた資料を企業団に提示し、協議により決定すること。」とありますが、現時点で使用できる範囲、また一時的に使用できる可能性がある範囲をご教示ください。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 技術対話の際に確認してください。
111	施工条件	19	第2	3	(1)	コ			質問	「沈でん池の施工は、1池ずつとすること。ただし、施工を進め、設備更新により企業団が必要とする浄水処理能力を確保できたと判断した場合、2 池の同時施工を貴企業団と事業者の協議により決定する。また、施工スケジュールの詳細については、契約後に協議して決定する。」とありますが、全て1池ずつ施工する場合、工期内に収まらない可能性がございます。提案者が提案段階で検討し、浄水処理能力を確保できると見込まれる時期から2池同時施工とする工程の提案は受け入れられるでしょうか。（要求水準未達と判断されないかの確認です）	ご理解のとおりです。 提案を受け入れることは可能です。ただし、詳細は、技術対話の際に確認してください。
112	浄水処理能力確保の 判断について	19	第2	3	(1)	コ			質問	” 処理能力確保” について、貴企業団の判断基準として想定されている指標や考えがあればご参考にご教示ください。	施工完了後の試運転結果において、対象とする沈でん池流量、濁度等の水処理状況から判断します。
113	小学校の浄水場見学	20	第2	3	(1)	サ			質問	” 小学校の浄水場見学” について、過去実際されている見学会の内容や実施時期をご参考にご教示ください。	企業団HP掲載の「水道に関する学習動画」と同様な説明や場内の現地見学、凝集沈殿処理の模擬実験等を実施しています。 実施時期は毎年5月から11月にかけて、年間平均16件程度の見学があります。
114	施工計画における点 検について	20	第2	3	(2)	エ			質問	運用を開始した設備について「必要な点検等を行い」と明記されていますが、この点検等というものは、維持管理業務における点検と同義である理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
115	施工計画に関する要求事項について（工事車両）	20	第2	3	(2)	オ			質問	” 工事車両” について、搬入・搬出車両、重機回送などの往来に関し、周辺道路と場内道路に関する規制について御教示ください。	周辺道路に関しては、浄水場開門時間7：30前後の浄水場外周道路での車両待機はしないでください。また、場内の車両利用等は契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
116	性能等に関する要求水準について	20	第2	3	(3)	ア	(ウ)		質問	「表1-3に示す ～ 沈でん池機器を設計すること」となっておりますが、水道施設設計指針に準じた機器を選定したにも関わらず、表1-3を満たさない場合は、直ちに要求水準未達との判断ではなく、貴企業団と原因や対策を協議するという理解で宜しいでしょうか。	表1-3を満たせなかった理由を企業団と事業者が双方で確認し、要求水準未達とするかどうかの判断を行います。
117	機器仕様について	20	第2	3	(3)	ア	(カ)		質問	機器仕様について、既設同等の能力が発揮できる場合は、インバータを使用しないという提案も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	性能等に関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(ケ)		質問	「長時間の連続運転」と記載されておりますが、具体的な時間については事業者側の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	フロキュレーターは、点検及び修繕以外は停止できないものとして設計してください。また汚泥掻き寄せ機については事業者の提案によるため、ご理解のとおりです。
119	性能などに関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(ケ)		質問	” 長時間の連続運転ができ、表 1-8 に示す更新周期の間、部品供給や維持管理が可能な機器を選定すること。” とあります。 電子機器類等について、予期せぬモデルチェンジによる部品供給が終了した場合の対応や費用負担について、別途協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 （電子機器類等はモデルチェンジの周期が一般的に特に短く、ライフサイクルを鑑みると、30年間にわたり当初モデルの部品供給を安定的に受けることは難しいと考えています。）	協議はしますが、部品供給が終了した場合の対応等は事業者の提案となります。
120	性能等に関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(シ)		質問	” 地震” について、p10(5)耐震性能に記載の水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）及び建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）に示す耐震性能を有することと同義との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	性能等に関する要求水準について（地震）	21	第2	3	(3)	ア	(シ)		質問	” 地震や雪害等の自然災害においても浄水処理の継続性に優れた機器であること。” とあります。 傾斜板の耐震性についてはどの程度必要か、お考えをご教示願います。	事業者の提案となります。
122	沈でん池機器の仕様について（地震）	21	第2	3	(3)	ア	(シ)		質問	” 地震や雪害等の自然災害においても浄水処理の継続性に優れた機器であること。” とあります。 ” 地震” について想定されているレベルは、土木構造物の耐震計算に用いられている設計水平震度等（Kh=0.24など）と同等の設定で良いとの理解でよろしいでしょうか。	企業団の施設はレベル2地震動、ランクA1を基準としています。ただし、設備については水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）及び建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）に示す耐震性能（Sクラス）を求めます。
123	油脂の水処理施設に流入させない処置	21	第2	3	(3)	ア	(ス)		質問	「油脂類が水処理施設に流入することの無いような」とありますが、新設設備の機器等から油脂類が流出しないという理解で、系外から飛散・流入した油脂類をも防ぐことは含まれないと考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	性能などに関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(セ)		質問	” 既設設備の改造は、別途企業団が工事を発注するため、沈でん池機器（傾斜板除く）の選定にあたっては以下（A～D）の運用を考慮すること。” とあります。 更新する沈でん池機器は、A～Dに記載の運用が可能な機械設備に更新することという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
125	性能などに関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(フ)		質問	” 、・・・原則原型復旧すること。” とあります。 更新に伴い、その一部または全てが原型復旧がかなわない場合、対応について協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	性能などに関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(フ)		質問	” 散水栓、転落防止用安全柵、・・・原則原型復旧すること。” とあります。 沈でん池の散水栓の設置図面（全8池分）のご教示頂けないでしょうか。	第3回資料閲覧にて示します。
127	性能などに関する要求水準について	21	第2	3	(3)	ア	(フ)		質問	” 散水栓、転落防止用安全柵、・・・原則原型復旧すること。” とあります。 原型復旧が難しく、一部撤去と改修を判断した場合、改修部分は新品に更新するとの理解でよろしいでしょうか。	既設設備の再配置が出来ない場合は、ご理解のとおりです。
128	企業団の修繕周期について	21	第2	3	(3)	ア	(ヘ)		質問	貴企業団が考える基本的な修繕周期の考え方は、TBM（時間基準保全）との理解で宜しいでしょうか。	過去に実施した修繕結果等から実施内容を決め、時間計画保全で実施してきたものです。
129	修繕の考え方	21	第2	3	(3)	ア	(ヘ)		質問	「点検業務から修繕周期を延命する提案を行うこと」と明記されていますが、貴企業団の考えとしては提案はTBM（時間基準保全）による計画修繕とし、事業開始後にCBM（状態監視保全）へ移行するお考えと理解して問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
130	性能等に関する要求水準	21	第2	3	(3)	ア	(7)		質問	「更新する沈でん池機器の修繕周期は、企業団の修繕周期を基に修繕計画を立案」との記載がありますが、技術提案（入札額含む）段階における修繕計画の立案については、仕様発注による計画でよいとの認識でよろしいでしょうか。	「仕様発注による計画」の意味・内容が不確かなため、回答を差し控させていただきます。
131	フラッシュミキサーについて	21	第2	3	(3)	イ	(4)		質問	更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	フラッシュミキサーに関する条件について	21	第2	3	(3)	イ	(9)		質問	” 直接給電が出来ない場合” について、想定されている状況をご教示ください。	起動時に流れる電流値が大きい場合などを想定しています。
133	フラッシュミキサーに関する条件について	21	第2	3	(3)	イ	(9)		質問	” 必要な始動装置を設けること” について、他工事の電気側工事での対応との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	フラッシュミキサーについて	21	第2	3	(3)	イ	(エ)		質問	短期間で実施することとありますが、現在沈でん池2池を停止できる期間は具体的にどのくらいと想定されているのでしょうか。	沈でん池 1 池当たりの停止期間は約 1 年を想定し、急速混和池の停止は1か月を想定しています。
135	フラッシュミキサーに関する条件について	21	第2	3	(3)	イ	(エ)		質問	” 処理停止” について、想定されている具体的な停止期間・制約をご教示ください。	沈でん池 1 池当たりの停止期間は約 1 年を想定し、急速混和池の停止は1か月を想定しています。
136	フロキュレーターについて	21	第2	3	(3)	ウ	(4) (エ)		質問	更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	フロキュレーターに関する条件について	22	第2	3	(3)	ウ	(エ)		質問	” VVVF 盤に係る改造” について、事業者から” 既設 VVVF 盤の改造に関わらず交換が必要または推奨” との提案を行った場合、稼働年数等も踏まえた最終的な交換実施の要否は、貴企業団にてご判断されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	フロキュレーターに関する条件について	22	第2	3	(3)	ウ	(エ)		質問	” VVVF 盤に係る改造” について、改造の有無に関わらず、稼働中の既設 VVVF の不具合に関しては、事業者の対応外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	フロキュレーターに関する条件について	22	第2	3	(3)	ウ	(エ)		質問	” VVVF 盤に係る別途発注工事” について、別途発注工事の工程遅延等により、本事業の工程に影響が生じた場合、貴企業団と別途協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	フロキュレーターに関する条件について	22	第2	3	(3)	ウ	(エ)		質問	” VVVF 盤に係る別途発注工事” について、別途発注工事設備の連動試験において不具合が発生した場合、対応の責任分界点についてご想定がありましたら、ご教示ください。（協議の場を設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。）	企業団、事業者、別途工事の請負人の 3 者で協議を行い決定します。
141	汚泥掻寄機について	22	第2	3	(3)	エ	(4) (キ)		質問	更新範囲について、インバータの更新は本工事に含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	沈殿池の汚泥の堆積箇所について	22	第2	3	(3)	エ	(オ)		質問	沈殿池内の堆積が多い「端部」は反ホッパー側という認識でよろしいでしょうか。	反ホッパー側、掻き寄せブレードと壁面間、掻き寄せ台車のレール部と考えています。詳細については、技術対話で確認ください。
143	汚泥掻寄機に関する条件について	22	第2	3	(3)	エ	(キ)		質問	” 既設 VVVF 盤に係る改造は別途発注工事とすることから、必要な改造内容を整理し、企業団に提案すること。” とあります。 ” VVVF 盤” について、改造の有無に関わらず、事業者から” 既設 VVVF 盤の交換が必要または推奨” との提案を行った場合、稼働年数等も踏まえた最終的な交換実施の要否は、貴企業団にてご判断されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	汚泥掻寄機に関する条件について	22	第2	3	(3)	エ	(キ)		質問	” 既設 VVVF 盤に係る改造は別途発注工事とすることから、必要な改造内容を整理し、企業団に提案すること。” とあります。 ” VVVF 盤” について、貴企業団のご判断により既存設備が流用され、その後の試運転時や運用開始後に、当該 VVVF 盤に起因する運転の不具合や故障が発生した場合、当該事象の修繕・交換対応や費用負担は貴企業団にて行っていただけるとの理解でよろしでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	汚泥掻寄機に関する条件について	22	第2	3	(3)	エ	(7)		質問	” 連動制御機能” について、新設の汚泥掻寄機と既設の排泥弁との連動運転については、他の改造内容と共に必要な改造内容を整理し、貴企業団に提案するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	汚泥掻寄機に関する条件について	22	第2	3	(3)	エ	(コ)		質問	” 沈でん池端部” について、排泥ピットと反対側の沈でん池側壁周辺部を指すとの理解で宜しいでしょうか。（図面等で具体的に図示頂けないでしょうか。）	反ホッパー側、掻き寄せブレードと壁面間、掻き寄せ台車のレール部と考えています。詳細については、技術対話で確認ください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
147	傾斜板のPC桁	22	第2	3	(3)	オ	(ｲ)		質問	「既設PC桁は流用とするため、新設の傾斜沈降装置一式の重量にPC桁が耐え得ることを確認すること。」について、既設PCはその性能の100%を発揮できる状態であることを前提に机上の計算によって確認する方法でよろしいでしょうか。 また、機器の更新実施周期30年の期間において、PC桁が所定の能力を発揮できないリスクは貴企業団が負担すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。机上の計算で確認する方法で構いません。 後段の質問については、施工時の状況によるため、企業団と事業者が協議して決定します。
148	傾斜沈降装置既設PC桁について	22	第2	3	(3)	オ	(ｲ)		質問	「既設PC桁流用とする」とありますが、既設PC桁の耐荷重等が分かる設計計算書をご提示ください。	第2回資料閲覧の綾瀬浄水場設計業務委託（その２）の成果資料を参照ください。
149	傾斜沈降装置に関する条件について（PC桁）	22	第2	3	(3)	オ	(ｲ)		質問	” 新設の傾斜沈降装置一式の重量にPC 桁が耐え得ることを確認すること。”とあります。 ” 既設 P C 桁” について、健全性が担保され劣化がない前提で、事業者の提案で確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	傾斜沈降装置に関する条件について（PC桁）	22	第2	3	(3)	オ	(ｲ)		質問	” 既設PC桁” について、改造や更新する提案を行う場合、改造や更新に関わる費用は事業者の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	カ	(ｱ)		質問	電線管の材質について、屋内はHIVE、屋外は厚鋼電線管との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	カ	(ｱ)		質問	ケーブル布設にあたり既設ケーブルラックは流用と考えてよろしいでしょうか。	既設のケーブルラックの流用は可能です。 ただし、ケーブルの更新にあたり、既設からケーブルの太さや本数が変わる場合は、工事共通仕様書、電気設備の技術基準、内線規程等を確認し、それらに準拠した敷設をお願いします。
153	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ｱ)		質問	「・・・電路及び更新機器に付随する操作盤類（事業者が必要と判断するもの）は対象とする。」とありますが、機器更新に伴い維持管理性の観点から必要になる以外に更新が必要と判断する指標について、特にご指定はございませんでしょうか。	現段階では、指定はありません。
154	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ｱ)		質問	” ケーブル” について、更新対象設備から沈でん池機器の電源盤、計装盤、監視操作盤までのケーブル、電路などの配線工事は対象となり、接続先変更をしない既設配線および盤間渡り配線等は、そのまま既設流用との理解で宜しいでしょうか。	接続先変更をしない既設配線および盤間渡り配線については、既設メーカとの改造に関する仕様協議を行い、敷設替え等が必要な場合は、企業団に提示してください。
155	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ｲ)		質問	「・・・導通試験、絶縁抵抗試験、動作確認試験等の各種試験を実施し、・・・」とありますが、今回コントロールセンターやVVVF盤の改造工事は貴企業団が発注されることから、「動作確認試験等」について、受注者が行う範囲としては、受注者が更新した範囲の確認で、更新対象外である監視操作盤やコントロールセンター等の動作の確認については、貴企業団にて実施されるものとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、別途工事である綾瀬浄水場監視制御設備改良工事の請負人と調整して実施してください。
156	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ｲ)		質問	” 既設盤類へのケーブル等の繋ぎこみは事業者が実施するものとし、導通試験、絶縁抵抗試験、動作確認試験等の各種試験を実施し、施工の品質を確認すること。”とあります。 既設盤類（１次側）の確認について、別途または同時期に電気側業者単独または立会の上で確認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ｲ)		質問	” ケーブル” について、事業者にて施工の品質を確認する対象は今回新たに布設したケーブルとなり、残置となる既設ケーブルは対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	既設設備改造	23	第2	3	(3)	カ	(ﾎ)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」について、既設設備の改造に関する詳細を検討するにあたって、既設設備メーカとの協議・調整が必要であると考えます。貴企業団を通じて、既設電気メーカと協議しても良いでしょうか。既設設備メーカと協議・調整を開始する時期は契約後まで制限されるのでしょうか。	既設設備メーカとの協議・調整に企業団を通す必要はありません。協議・調整の開始時期の制限もありませんが、具体的な改造内容の協議は、契約後に行うものと考えています。
159	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ﾎ)		質問	「・・・概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9年7月までに企業団へ別途提出すること。」とありますが、技術提案書と併せてご提出するという理解で宜しいでしょうか。 また、技術提案時の概要について、特にご指定の様式や記載内容などはございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式等は別途公表する、公告資料等に示します。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
160	更新対象外の設備改造	23	第2	3	(3)	カ	(ウ)		質問	「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容について整理し、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9 年7 月までに企業団へ別途提出すること。」とありますが、これは実施方針（案）のP.9（2）表1-4※2の「更新に伴い電源盤、計装盤、監視操作盤類の改造が必要となる提案も認めるが、受注者にて必要な改造内容を整理したうえで、企業団に提案すること」に相当するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
161	更新対象外の設備改造	23	第2	3	(3)	カ	(ウ)		質問	入札時点では「本事業の実施にあたり必要となる更新対象外の設備改造（撤去含む）の内容」については提示する必要はなく、事業開始後の令和9 年7 月までに貴企業団へ提示すれば良いという理解でよろしいでしょうか。	必要となる更新対象外の設備改造の内容については、概要を技術提案時、詳細を契約後の令和9 年7 月までに企業団へ提出してください。
162	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ウ)		質問	技術提案時に提出する”概要”と、契約後に提出する”詳細”について、貴企業団が想定されている資料の具体的な内容をご教示ください。	別途公表する、公告資料等に示します。
163	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ウ)		質問	”資料作成に向けた貴企業団との協議の開始時期”について、いつ頃を想定されているかご教示ください。	事業契約後からを想定します。
164	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(カ)		質問	”高調波抑制対策”について、既設VVVFの設定値などの調整のみ（既設VVVFの更新は行わない）場合は、追加の高調波抑制対策は行わないものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	カ	(キ)		質問	接地は、既設盤または、ラック上の既設接地幹線への接続とし、本工事にて接地極の敷設は行わないものとしてよろしいでしょうか。必要な接地種別は既設ラック上等に敷設されているものと判断しております。	ご理解のとおりです。 ただし、どの接地幹線に接続するか、契約後に設計が完了した段階でご提示ください。
166	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(キ)		質問	”インバータ機器については専用接地とすること”とあります。 ”専用接地”について、既設電気室にはインバータ用の専用接地が既に用意されているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	電気設備および配線工事等に関する条件	23	第2	3	(3)	カ	(ウ)		質問	エコケーブルの使用をご指定いただいておりますが、インバータ負荷についてはEM-CEケーブル（遮へい無し）の使用でよろしいでしょうか。	提案する機器の容量等を踏まえ、事業者が敷設距離やノイズ、環境条件を考慮し、必要なケーブル仕様を選定してください。
168	電気設備及び配線工事等に関する条件について	23	第2	3	(3)	カ	(ケ)		質問	”・・・生じる壁床等の開口閉塞についても本事業範囲とする。”とあります。 ”開口閉塞”について、施工上、必要な箇所に必要な寸法の開口を貴企業団との協議の上、開けてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、耐震強度に影響が出るような開口や開口に伴う雨水や原水の侵入等、既設へ悪影響が無いように提案してください。詳細は、企業団と事業者が協議して決定します。
169	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(イ)		質問	「更新機器の設置が困難と判断される場合は、その劣化状況の報告と対策を検討し」とありますが、設計期間中にすべての池をそれぞれ空水とし、確認するという理解で宜しいでしょうか。	記載は設計及び施工期間に該当します。設計期間中に沈でん池空池作業が予定される場合は協議により確認は可能です。
170	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ			質問	本事業に関わる”土木構造物”について、過去に躯体のクラック調査等されている場合、健全度を含めた調査結果をご教示ください。 （現地調査時にも過去、クラック調査をした形跡が見られました。）	第3回資料閲覧において、提示します
171	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ			質問	本事業に関わる”土木構造物”について、供用開始以降の比較的近年にマクロセル対策をされていたら、対策のもととなるマクロセル腐食状況調査の結果をご教示ください。 （現地調査時にも過去、マクロセル対策をした形跡が見られました。）	第3回資料閲覧において、提示します
172	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ			質問	本事業に関わる”土木構造物”について、過去の耐震性評価をされている場合、評価結果をご教示ください。	第3回資料閲覧において、提示します
173	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(イ)		質問	”土木構造物の劣化に伴い、更新機器の設置が困難と判断される場合”について、対策や改修工事に時間を要し、事業者の建設工事が事業期間内に終了できなかった場合、建設工事の工期の延長（維持管理期間の短縮）も別途協議頂けると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
174	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(ｲ)		質問	” 土木構造物の劣化に伴う改修や補修は対象外とするが・・・”とあります。 ” 既設PC桁”について、事業者にて流用する既設PC桁の健全性を判断、補修等は対象外との理解でよろしいでしょうか。	施工に係る既設PC桁は事業者により健全性を判断してください。補修が必要となった場合は、その状況を確認し、企業団と事業者が協議して決定します。
175	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(ｳ)		質問	” 事業者が選定する沈でん池機器の仕様（重量）、型式等によって、既設の構造物の一部の撤去や改修が生じる場合は、浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを事業者が確認し、企業団の承諾を受けること。”とあります。 構造物の撤去・改修がなければ事業者の確認は必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	提案する新設設備が既設機器の重量を超過する場合は、既設構造物の許容荷重以下かどうかを事業者が確認してください。
176	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(ｳ)		質問	” 事業者が選定する沈でん池機器の仕様（重量）、型式等によって、既設の構造物の一部の撤去や改修が生じる場合は、浄水処理や構造物強度、耐震強度に問題がないことを事業者が確認し、企業団の承諾を受けること。”とあります。 仕様（重量）、型式が変わる場合について、構造物の撤去・改修がなければ、事業者の確認は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	新設設備の設置が既設構造物に影響ないかどうかは、事業者が確認してください。
177	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(エ)		質問	” 沈でん池等の既設構造物の防食塗装は対象外とする。”とあります。 防水塗装の前提より沈でん池内の鉄筋被り3-5cmと想定されます。 一方で、防水塗装の劣化により、その効果が期待できない状態の場合、仕上げ無し・接水部の場合、被り5cm以上と規定されていますが、（簡易測定で3cmを割り込んでいるようなところもあるようです。） 、事業期間中に防食塗装に関する要求事項の変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
178	土木構造物に関する条件について	23	第2	3	(3)	キ	(エ)		質問	” 沈でん池等の既設構造物の防食塗装は対象外とする。”とあります。 機器アンカー部や機器撤去部など部分的な防食補修については、補修方法や範囲・費用負担などは事業者と別途協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	撤去に伴う部分的な防食補修は事業範囲に含みます。なお、補修方法等の詳細は契約後に協議します。
179	防食塗装	23	第2	3	(3)	キ	(エ)		質問	「沈でん池等の既設構造物の防食塗装は対象外とする」について、機器更新に伴い、防食塗装の復旧が必要な場合は、事業者にて復旧するものと理解してよろしいでしょうか。 復旧が必要な場合、各池の壁面、底面の塗装仕様をご教示願います。	ご理解のとおりです。 撤去に伴う部分的な補修を求めます。なお、補修範囲、補修仕様は事業者の提案内容によるため契約後協議により定めます。
180	要求水準事項確認計画書	24	第2	3	(3)	ク	(ｲ)		質問	” 要求水準事項確認計画書”の確認の方法（図面、施工内容等）については事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する公告資料等に示します
181	要求水準事項確認計画書	24	第2	3	(3)	ク	(ｲ)		質問	” 要求水準事項確認計画書”の様式に指定があればご教示願います。	別途公表する公告資料等に示します
182	要求水準事項確認報告書	24	第2	3	(3)	ク	(ｲ)		質問	” 要求水準事項確認報告”の様式に指定があればご教示願います。	別途公表する公告資料等に示します
183	業務の範囲について	25	第3	1	(1)				質問	” なお、工事の実施に際して必要とされる調査についても業務範囲に含むこと。”とあります。 調査及び工事開始時の水抜き作業、調査及び工事終了後の水張り作業については、事業者の範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	調査及び施工に関する池の充排水の養生は企業団が行います。
184	工事説明会などについて	25	第3	2	(1)	ウ			質問	市民など関係者へ本事業内容を説明する場合とありますが、説明会等の頻度はどのくらいを想定していますでしょうか。	現段階では、説明会を実施する予定はありません。
185	取り外した更新対象機器の保管	25	第3	2	(1)	ケ			質問	「更新対象機器の突発故障を想定し、工事期間中に取り外した更新対象機器の一部を予備補修部品として保管すること。」について、取り外す際に、既存機器の破損や損傷の可能性があります。予備補修部品として100%活用可能か保証ができないため、「予備補修部品として活用できるように努め、保管すること」と修正いただけないでしょうか。	修正の必要性について検討し、別途公表する、公告資料等に示します。
186	施工（工事）に関する要求水準について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	「保管場所及び取り外した補修予備部品の対象や範囲は企業団と協議し決定すること」と記載されておりますが、保管費用の負担に関しても協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	保管方法や保管費用については、契約後の協議により決定します。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
187	補修予備部品について	25	第3	2	(1)	ケ			意見	現状想定されている補修予備部品の対象や保管場所をご教示ください。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
188	施工（工事）に関する要求基準	25	第3	2	(1)	ケ			質問	「更新対象機器の突発故障を想定し、工事期間中に取り外した更新対象機器の一部を予備補修部品として保管すること」とありますが、想定している対象機器は既設の機器でしょうか。	更新対象機器であるため、既設の機器となります。
189	工事全般について	25	第3	2	(1)				質問	”資機材（工具など）や潤滑油の保管場所”について、貴企業団との協議の上、決定・提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
190	工事全般について	25	第3	2	(1)				質問	資機材（工具など）や潤滑油の保管場所の管理者については、事業者にて専任を行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
191	工事全般について	25	第3	2	(1)	イ			質問	本事業に関わる作業制限が想定される場合、具体的な制限をご教示ください。	現段階では、施工内容の詳細が不明であるため、具体的な作業制限について提示することはできません。
192	工事全般について	25	第3	2	(1)	ウ			質問	”工事説明会”について、現状、近隣住民等を対象とした開催は具体的に想定（計画）されているとの理解でよろしいでしょうか。	現段階では、説明会を実施する予定はありません。
193	工事全般について	25	第3	2	(1)	ウ			質問	”工事説明会”について、説明の主旨についてご想定される内容をご教示ください。 （振動・騒音・粉塵等の環境対策、あるいは事業全体の概要説明などの内容との理解でよろしいでしょうか。）	現段階では、説明会を実施する予定はありませんが、説明の趣旨は、ご理解のとおりです。
194	工事全般について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	取り外した”更新対象機器の予備補修部品等”について、”予備補修部品としての保管”は更新対象機器の更新工事、または他工事の電気工事が完了するまで保管し、必要に応じて再利用を実施するとの理解でよろしいでしょうか。（他工事の電気工事後には元のシステムに戻す（再利用する）ことが技術的に困難なケースがある考えられます。）	更新期間中に他の池の更新対象機器が故障した際に、予備補修部品として保管した部品等を故障した機器に使い、運用を継続させるためです。
195	工事全般について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	取り外した”更新対象機器の予備修繕部品”について、更新対象機器の修繕に関しては、事業者の”対象外とされていることから、自然劣化・滅失等の損害リスクや保管責任、および再利用時の動作保証等の扱い”について、貴企業団と都度協議のうえ決定させていただくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	工事全般について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	取り外した”更新対象機器の予備修繕部品”について、保管養生、保管場所への移動、保管部品の処分等の費用負担に関しても、貴企業団と協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	工事全般について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	取り外した”更新対象機器の予備修繕部品”について、現状、重機の使用を伴う重量物等のご想定があればご教示ください。	現段階では、想定するものではありません。
198	工事全般について	25	第3	2	(1)	ケ			質問	取り外した”更新対象機器の予備修繕部品”について、更新対象機器毎に貴企業団と都度協議を設けて頂けると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	覆蓋	26	第3	2	(1)	シ			質問	「フロック形成池1-1、1-2号池に備えている覆蓋の移動を要する場合は、企業団と協議すること。」について、覆蓋を移動しての機器の撤去・据付を行う提案にあたり、覆蓋を開けた状態での開口寸法の情報が必要となります。覆蓋図面等の資料の提供及び現地調査時に開口部の寸法測定により確認を行うことは可能でしょうか。	第3回閲覧資料にて提示します。 なお、第2回現地調査時に寸法測定を行うことは可能です。
200	覆蓋	26	第3	2	(1)	シ			質問	「フロック形成池1-1、1-2号池に備えている覆蓋の移動を要する場合は、企業団と協議すること。」について、覆蓋を移動させても機器の撤去、据付にあたり覆蓋が支障となる場合、覆蓋の撤去・再設置を貴企業団で実施することはございますでしょうか。	企業団で撤去・再設置を実施することは想定していません。
201	浮上リスク	26	第3	2	(1)	ス			質問	「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。」について、過去の耐震補強工事においてそのような事象があり、躯体周辺への集水管の布設や仮設排水ポンプによって対策を行ったと推察しています。躯体周辺の集水管の布設は多額に費用を要するため、今回求められる必要な対策とは、机上の検討まででよろしいでしょうか。また、地下水位を把握するための観測井の水位データをリアルタイムで提供いただくことは可能でしょうか。	契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。 その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。 なお、綾瀬浄水場は観測井のリアルタイム計測は行っておりません。
202	沈でん池の浮上リスク	26	第3	2	(1)	ス			意見	「沈でん池等を空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、企業団と協議のうえ、必要な対策をとること。」とありますが、基本設計等で検討された資料があれば開示をお願いいたします。	別途公表する公告資料等に示します

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
203	沈でん池浮上リスクについて	26	第3	2	(1)	ス			質問	「～空池にする際は、地下水等による沈でん池の浮上リスクを検討し、」とありますが、過去に貴企業団で浮上対策をされたことはありますでしょうか。ある場合、その対策方法をご教示下さい。	綾瀬浄水場の沈でん池に関してはありません。
204	工事全般について	26	第3	2	(1)	ス			質問	”浮上リスク”について、沈でん池の浮上に類する事象は過去及び現在まで発生はなく、浮上による補修等の作業の実施は行われていないとの理解でよろしいでしょうか。	綾瀬浄水場の沈でん池に関してはありません。
205	工事全般について	26	第3	2	(1)	ス			質問	”浮上リスク”の検討について、従来行われている検討方法や対策、その他、地下水位の記録等の資料があれば、ご教示ください。	綾瀬浄水場の沈でん池に関してはありません
206	工事全般について	26	第3	2	(1)	ス			質問	”浮上リスク”の対策について、貴企業団が事業者に求める内容について、具体的にご教示ください。（浮上状況の監視・報告までとし、直接的な対策は範囲外との理解で宜しいでしょうか。）	契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。 その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。
207	工事全般について	26	第3	2	(1)	ス			質問	”浮上リスク”の検討方法（調査）、対策方法に関係する費用負担について、貴企業団と都度協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	浮上検討の費用は本事業に含みます。契約後の設計において、机上検討の結果を企業団に提出してください。 その結果、対策が必要となった場合は、その方法や費用等について企業団と事業者の双方が協議して決定します。
208	立会検査について	26	第3	2	(2)	イ			質問	立会検査は、工場検査と現地検査のどちらでしょうか。	現地での検査を予定しています。
209	性能確認に関する要求水準について	26	第3	2	(2)	イ			質問	「立会検査を実施する」と記載されておりますが、工場出荷時の動作確認の立会検査を実施するのか、それとも据え付け試運転時に立会検査を行うのかを確認させていただければと思います。	現地での試運転時の立会検査を予定しています。
210	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	イ			質問	”立会検査”について、事業者の製作工場及び現地搬入検査との理解でよろしいでしょうか。	現地での試運転時の立会検査を予定しています。
211	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	イ			質問	”立会検査”について、検査範囲・数量は毎年、都度協議とさせて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。（池ごと、毎年、全数検査ではないとの理解で宜しいでしょうか。）	ご理解のとおりです。
212	機器の動作確認	26	第3	2	(2)	ウ			質問	「選定した機器の動作の確実性を事前確認できる方法で試験を実施し…」と記載がありますが、据え付け前に試験を実施する対象は、同種の機器においては代表1台（1池1列分）でよろしいでしょうか。例：プロキュレータ全24台中、据付前の動作確認対象は1台とする。など	試験内容や実施台数等は事業者の判断とします。ただし、現地における据付完了後の試運転により不具合が見つかり、工期に影響がないように注意してください。
213	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	ウ			質問	”事前確認できる方法で試験”について、事前に工場等で確認が困難な現地組立品などは、現地据付後の試運転等による確認との理解で宜しいでしょうか？	機器単体での試験内容や実施台数等は事業者の判断とします。現地施工完了後の試運転で確認しますが、その際に不具合が見つかり、工期に影響がないように注意してください。
214	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	エ			質問	「実測データ等に基づき、沈でん池機器の性能が要求水準書に記載する能力に適合していることを確認」とありますが、水質については、実施する試運転期間に記載されている原水水質が流入してこない可能性が高いため、通常時の水質を確認する程度であり、基本的には機器の動作に関する性能の確認との理解でよろしいでしょうか。それとも要求水準で求められる2000度の高濁度の模擬原水を何万m3も準備し、処理することを確認するという事でしょうか。 貴企業団で考えられている実測データ等に基づく要求水準書に記載の能力の適合確認方法をご教示いただけると幸いです。	ご理解のとおりです。 ただし、選定する機器の性能・能力等については別途公表する公告資料等で示します。
215	性能確認に関する要求事項について	26	第3	2	(2)	キ			質問	”契約不適合責任期間”について具体的な期間と内容をご教示ください。	別途公表する、公告資料等に示します。
216	工事期間中に発生する作業排水について	26	第3	2	(4)	ウ			意見	「工事期間中に発生する作業排水は事業者において適切に処理すること。」とありますが、処理した上で想定されている排水先と排水可能な水量をご教示いただきたいです。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
217	工事期間中の対応について	27	第3	2	(4)	エ			質問	”クローズドシステム”について、場内配水は雨水系と汚水系の分流と推察しております。 共通仮設用水は汚水排水との理解でよろしいでしょうか。	共通仮設用水の種類や水量が不明であるため、契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
218	現場事務所等の用地について	27	第3	2	(4)	オ			意見	「現場事務所等の用地は、企業団と協議のうえ、浄水場管理用地に設置することができが」とありますが、現時点で利用できる範囲、また一時的に利用できる可能性がある範囲をご教示ください。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 契約後に企業団と事業者が協議して決定します。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
219	工事期間中の対応について（施工日及び施工時間）	27	第3	2	(6)				質問	” 施工日及び施工時間” について、昼間の作業時間内であっても、電源断して停電状態での作業時間の確保が可能との理解でよろしいでしょうか。 （既設配線撤去時や更新後に新規配線の繋ぎ込み時は、既設電気設備の共通制御電源等、稼働中の他設備を動かしている既設の共通電源を” 電源断” にして頂く必要があると考えています。）	ご理解のとおりです。
220	基本事項	28	第4	1	(1)				質問	原則とするHP記載の共通仕様書が多数業務を含み具体的ではないため明確に示して欲しく本事業では第5章のみ対象との認識でよろしいでしょうか。	維持管理業務委託共通仕様書の第 1 章総則にも基本的事項が記載されていますので、対象となります。
221	維持管理業務の対象設備ケーブル点検について	28	第4	1	(2)				質問	表4-1※2記載の「対象設備に接続する電源盤、計装盤、監視操作盤類までのケーブル（沈でん池電気室対象盤端子台から当該機器まで）」の点検について、外観目視点検の場合、暗渠内や電線管内部のケーブルの状態確認は不可能なため、電源断後に全ケーブルの通電確認を行うという理解でよろしいでしょうか。	目視点検が出来ない箇所は、電圧・電流測定や絶縁抵抗測定等により、健全性を確認してください。
222	年次及び月例点検について	28	第4	1	(2)				質問	新設設備の点検周期については用語の定義に明記されていた通り、年次が6か月から2年まで、月例が1ヶ月から1年までの範囲で事業者が提案する理解でよろしいでしょうか。	新設設備の点検周期は「月例・年次」等の用語の定義に捉われずに新設設備の機能維持が適切に図れる周期を事業者が検討し、提案することを求めます。
223	維持管理業務の内容について	28	第4	1	(2)				質問	※3の記載について、新設設備の維持管理内容や点検頻度は、事業者提案により設定した内容と貴企業団指定の点検整備指針との間で不整合が生じる可能性があります、問題はありませんかでしょうか。	問題ありません。
224	沈でん池清掃時期について	28	第4	1	(2)				質問	「※5 業務開始当初は企業団から清掃時期を指定するが（後略）」とありますが、現状で想定されている時期がありましたらご教示ください。	清掃時期は、水運用の状況等を勘案して決定しています。そのため、現時点では水運用の状況が不明瞭であるため回答することは困難です。
225	業務の範囲	28	第4	1	(2)				質問	更新前の更新対象設備及び継続利用設備における年次点検が含まれております。他社機器及び運転管理が所掌外であり専門メーカーではない事業者では責任は負えないと考えられるため本事業の対象から除外検討願います。	本事業では更新前の更新対象設備及び継続利用設備の点検を除外することは考えておりません。
226	業務の範囲について	28	第4	1	(2)	表4-1			質問	” 表 4-1 維持管理業務の対象設備” について、更新対象設備の年次点検で発見した異常や故障に対する修繕は、事業開始後の全ての期間において、事業者の範囲外との理解でよろしいでしょうか、	更新対象設備の修繕は、新設設備に切り替わるまでが事業者の範囲外となります。
227	業務の範囲について	28	第4	1	(2)	表4-1	※2		質問	” 表 4-1 維持管理業務の対象設備” について、他工事にて改造・更新される電気設備は事業者の維持管理業務の範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	業務の範囲について	28	第4	1	(2)	表4-1	※5		質問	業務開始当初の貴企業団より指定される” 清掃時期” について、貴企業団による清掃時期の指定は事業者の業務開始からいつまでをご想定さえているか、ご教示ください。	清掃時期は、水運用の状況等を勘案して決定しています。そのため、現時点では水運用の状況が不明瞭であるため回答することは困難です。
229	事業期間について	29	第4	1	(3)				質問	尚書きにおいて「事業者提案によって新設設備の施工完了時期を早める場合においても、維持管理業務の終了時期である令和30年3月31日は変更しないものとする。」と記載されておりますが、施工完了時期により新設設備に関する維持管理業務期間の始期が変更される場合、その変更契約は行うという理解でよろしいでしょうか。	同項に記載の通り、変更契約は行いません。 綾瀬浄水場の維持管理業務の終了時期は令和33年3月31日までです。
230	事業期間について	29	第4	1	(3)	表4-2			質問	” 維持管理業務の終了時期” について、新設設備の施工完了時期が遅れた場合でも、維持管理期間の終了時期（令和33 年3 月31 日）に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者の責による施工完了時期の遅れは認められません。
231	事業期間について	29	第4	1	(3)	表4-2			質問	” 更新対象設備（更新前）の年次点検” について、その内容の引継ぎや引継ぎ時期・期間について想定されているものをご教示ください。	内容の引継ぎや引継ぎ時期・期間について、事業者と協議の上決定します。
232	業務責任者について	29	第4	1	(6)	ア			質問	業務責任者に関しては、事業者及びそのグループ企業の双方に主務及び兼務に関わらず所属している場合は、ご承認頂けるという認識でよろしいでしょうか。	事業者、または構成企業に所属しているという条件であれば、問題ありません。
233	業務責任者及び作業従事者	29	第4	1	(6)	ア			質問	事業期間が長期に渡ることから昨今の人手不足により配置が困難な状況が想定されます。期の途中における変更緩和を追記願います。	協議のうえで企業団が認めた場合は変更を可としますが、具体的な緩和条件について追記する予定はありません。
234	業務責任者及び作業従事者	30	第4	1	(6)	ア	(イ) (ウ)		質問	記載内容を満たす書類としては着手書類における経歴書(自由様式)を証明書類とする認識でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
235	保守点検業務の実務経験について	30	第4	1	(6)	ア	(ウ)		質問	実務経験を有することと明記されていますが、保守点検業務従事者であれば職務に関係なく実務経験として見做すことは可能でしょうか。	沈でん池機器の保守点検業務であれば、認めます。 別途公表する、公告資料等にも示します。
236	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ア	(ウ)		質問	業務責任者の” 保守点検の実務経験” について、経験年数は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。

質問No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
237	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ア	(㍑)		質問	” 沈でん池機器の保守点検業務の実務経験” について、工業用水道の沈でん池機器（かき寄せ機、フロキュレータ等）の保守点検業務の実務経験でも問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
238	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ア	(㍑)		質問	業務責任者や業務従事者については、業務支障がない範囲であれば、専任でなくとも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ア	(㍑)		質問	業務責任者や業務従事者については、業務支障がない範囲であれば、現場代理人、監理技術者、主任技術者や本要求水準書で記載がある統括責任者との兼任は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	業務責任者及び作業従事者	30	第4	1	(6)	イ			質問	事業期間が長期に渡ることから昨今の人手不足により配置が困難な状況が想定されるため作業従事者を最初から固定すると業務に支障が生じる可能性が考えられます。計画修繕及び点検実施前に提出することし最初から配置を縛ることが無い要件へ変更検討願います。	業務責任者、作業従事者については、専任としていないため、配置を縛ることにはならないと考えています。
241	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	イ	(エ)		質問	補充作業従事者に求められる要件は作業従事者と同等との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242	業務責任者及び作業従事者	30	第4	1	(6)	ウ			質問	維持管理業務に必要な資格について、具体的な資格をご教示願います。	新設設備の維持管理業務は事業者提案となるため、業務に必要な資格者を用意してください。 更新対象設備（更新前）及び継続利用設備の点検については、電気取扱業務特別教育の受講者等を想定していますが、閲覧資料等からその他必要となる資格者があれば、事業者側で用意してください。
243	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ウ			質問	” 業務責任者” が保有すべきと貴企業団が想定されている資格の具体例をご教示ください。 （維持管理業務を担当されている貴企業団の職員様が、本事業の範囲において実際に保有・使用されている資格をご教示いただく形でも差し支えございません。）	No. 242の回答をご確認ください。
244	業務責任者及び作業従事者について	30	第4	1	(6)	ウ			質問	” 作業従事者” が保有すべきと貴企業団が想定されている資格の具体例をご教示ください。 （維持管理業務を担当されている貴企業団の職員様が、本事業の範囲において実際に保有・使用されている資格をご教示いただく形でも差し支えございません。）	No. 242の回答をご確認ください。
245	総合維持管理業務計画書	30	第4	1	(7)	ア	(7)	E	質問	維持管理業務契約締結直後に提出する総合維持管理業務計画書における修繕計画は、点検前の状況における修繕計画となるためTBM（時間基準保全）を基本とした計画立案と理解しますが問題無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	維持管理計画の策定について （総合維持管理業務計画書）	30	第4	1	(7)	ア			質問	” 総合維持管理業務計画書” の様式に指定があればご教示ください。	様式の指定はありません。
247	維持管理計画の策定について （総合維持管理業務計画書）	30	第4	1	(7)	ア			質問	” 総合維持管理業務計画書” ” を提出する期日” について、想定される期間があれば、ご教示願います。	別途公表する、公告資料等に示します。
248	維持管理計画の策定	30	第4	1	(7)	イ	(㍑)	C	質問	修繕実施計画に記載以外の不具合や故障発生時は全て計画外修繕にて対応との認識でよろしいでしょうか。	計画修繕は、故障等による企業団の浄水処理への影響を最小限かつ最短に留めるものとして要求水準が定められているため、修繕実施計画に記載のない不具合や故障の程度や頻度によっては、事業者の修繕実施計画が要求水準を満たしていないものと判断し、事業者の責にて対応を求めます。計画外修繕とするか、計画修繕の前倒し等で対応するかは、その状況、費用等を踏まえて判断します。
249	維持管理計画の策定について （年間維持管理業務計画書）	31	第4	1	(7)	イ			質問	” 年間維持管理業務計画書” の様式に指定があればご教示ください。	様式の指定はありません。
250	業務報告書について	31	第4	1	(8)				質問	企業団の施設管理システムへの登録について、システムの仕様、登録方法、維持管理期間中のシステムメンテナンス方法をご教示いただけないでしょうか。	契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。
251	年間維持管理業務報告書の計画と実績について	31	第4	1	(8)	ウ			質問	年間維持管理業務報告書に人員体制や部品、材料および油脂類の調達計画・実績の記載が必要ですが、計画に対して実績の増減が生じた場合、契約金額の増減対象となるのでしょうか。	実績での費用の支払いを想定しています。 そのため、年度毎の契約金額の変更は行いません。
252	業務報告書の登録について	31	第4	1	(8)				質問	報告書は貴企業団の施設管理システムに登録することとありますが、このシステムの内容については今後情報開示していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 契約後の業務引継ぎにおいてお伝えします。

質問No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
253	業務報告書の登録について	31	第4	1	(8)				質問	報告書は貴企業団の施設管理システムに登録することとありますが、システムへは外部からのアクセスも可能でしょうか。それとも浄水場内端末からのアクセスに限定されるのでしょうか。	通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能となります。 端末は浄水場場外でも使用することができます。
254	企業団の施設管理システム	31	第4	1	(8)				質問	「企業団の施設管理システム」とはどのようなものでしょうか。専用の端末から入力するようなものでしょうか。情報を登録するための専用の端末が必要な場合、貸与いただけるという認識でよろしいでしょうか。	施設管理システムは企業団から専用のタブレット端末を貸与します。このタブレット端末からのみ入力が可能です。企業団敷地外からも端末にアクセス可能です。
255	維持管理業務の体制	31	第4	1	(9)	ア			質問	維持管理体制とは修繕・点検・清掃対応のことを指しているとの認識でよろしいでしょうか。運転管理を含まない事業のため環境や運用によっては維持できないことも考えられます。有事の際や不可抗力を除くようご検討願います。	維持管理体制とは点検・計画修繕・計画外修繕・沈でん池清掃・油脂類交換・緊急対応の管理体制を指すものです。
256	維持管理業務の体制	32	第4	1	(9)	イ			質問	本事業に運転管理が含まれないため状況判断に時間がかかる可能性がございます。また『24時間以内』とありますが非常駐の事業において遠方より技術者派遣をする場合もございますため『24時間以内』ではなく『早急な対応』の記載に修正ご検討願います。	企業団の役割、施設の重要性等から要求水準書案に記載のとおり条件を変更する考えはありません。
257	維持管理業務の体制	32	第4	1	(9)	イ			質問	緊急対応により連絡の際のは運転管理側による一時対応・不具合・故障等の報告書を提供があるとの認識でよろしいでしょうか。また対応費は精算頂けるとの認識でよろしいでしょうか。（オペミスや環境変化による不可抗力も考えられる為）	新設設備の緊急対応を求める際は運転管理側による一次対応・不具合・故障等の報告を提供します。 対応に要した費用の扱いについては、別途公表する公告資料等に示します。
258	維持管理業務の体制	32	第4	1	(9)	イ			質問	運用や環境が著しく悪い場合における不具合・故障も起こります。また非常駐であるため企業団より一次対応や報告書を頂けるとの考えでよろしいでしょうか（運転管理上でないと判断できないこともあるため）。その内容次第で現地調査・対応内容を検討するとしたいため記載内容の修正検討願います。	発生した不具合・故障の状況に関する報告は、企業団から事業者へ行います。 要求水準書案の記載内容については、リスク管理の観点から重要と考えているため、修正は行いません。
259	維持管理業務の体制	32	第4	1	(9)	イ			質問	対応は実費精算を別途していただけるとの認識でよろしいでしょうか。本契約期間中であることを理由に過度な要求や呼び出しの抑止力ともなります。	故障発生時の対応は、維持管理業務委託の費用に含みます。故障発生時は、その状況を把握し、今後の対応方法等について、企業団へ報告してください。
260	マニュアル作成及び整備について	32	第4	1	(10)	ア			質問	” 沈でん池機械維持管理要領” について、貴企業団で現在までの行われている改訂頻度、提出方法、媒体、部数等をご参考にご教示ください。	新設設備に関して事業者が作成いただく資料となります。 提出方法、部数等については、契約後に企業団と事業者で協議して決定します。
261	マニュアル作成及び整備について	32	第4	1	(10)	ア			質問	” 沈でん池機器維持管理要領書” の様式に指定があればご教示ください。	様式の指定はありません。
262	マニュアル作成及び整備について	32	第4	1	(10)	ア			質問	” 研修” とは、事業者が企業団に対して実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	マニュアル作成及び整備について	32	第4	1	(10)	ア			質問	” 研修” について、貴企業団が行っています研修の時期・場所・対象人数・頻度をご参考にご教示ください。	綾瀬浄水場に勤務する職員を対象に新設設備の維持管理に関する研修を行ってください。 内容、時期等については、契約後に企業団と事業者が協議して決定します。
264	備品の現地保管について	32	第4	1	(11)				質問	執務室等の貸与は行わない旨明記されていますが、月例点検等で使用する点検用仮設材等（グリス缶、グリスガン等）の保管場所をご提供いただけますでしょうか。	契約後の協議にて決定することとします。
265	執務室等の貸与について	32	第4	1	(11)				質問	「本業務において執務室等の貸与は行わない。」とのことですが、事業者側で新たに執務室用の建屋又は仮設ハウス等を設置する必要があるとのことでしょうか。その場合は設置場所をご指示ください。	必要と判断した場合は、事業者で準備ください。なお、企業団保有地の借用が可能な場合は、設置場所を協議して決定します。
266	執務室について	32	第4	1	(11)				質問	維持管理業務は事業期間が長く、月例点検等で頻繁に入場するため、作業員の休憩所を含めた執務室が必要と考えています。本事業では執務室の貸与がないため、場内に維持管理業務用の仮設事務所を事業期間に設置させていただくことは可能でしょうか。	実際に必要となるスペースや他の工事等で必要となるスペースが現段階では不明確です。そのため、契約後の協議にて決定します。なお、企業団保有地の借用が可能な場合は、設置場所を協議して決定します。借用が不可能な場合は、事業者側で準備してください。
267	執務室等の貸与	32	第4	1	(11)				質問	「執務室等の貸与は行わない」との記載がありますが、本事業の実施にあたり従事者が使用する執務エリアの開放再検討いただくことは可能でしょうか。本事業は長期間であり、緊急対応も含んでいるため、従事者の待機や執務場所・駐車場が必要となります。また、執務エリア提供にあたり、行政資産関係等の別途精算が発生しないよう検討願います。	本事業では、業務責任者等の常駐を求めていること、他の業務委託や修繕でも執務室等の貸与は行っていないことなどから、執務室の貸与はできません。従事者の待機や執務等で仮設事務所が必要な場合は、行政資産の使用に関する申請を行ってください。なお、それに係る費用を無償とすることは困難です。
268	執務室等の貸与について	32	第4	1	(11)				質問	” 本業務において執務室等の貸与は行わない” の記載があります。場内にある既存のトイレ・手洗い場や、更衣室（またはそれに準ずる場所）を作業従事者が利用させていただくことは可能かご教示ください。	事業者側で仮設のトイレ・手洗い場をご用意ください。作業従事者の休憩等でスペースが必要な場合は、仮設事務所等の用意をご検討ください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
269	執務室等の貸与について	32	第4	1	(11)				質問	” 本業務において執務室等の貸与は行わない” との記載があります。 専用の執務室としての貸与は不可との理解ですが、一時的に休憩・食事等を行うための部屋・スペースを利用させていただくことは可能かご教示ください。	No. 266の回答をご確認ください。
270	支給品及び貸与品について	32	第4	1	(12)	ア			質問	「本業務に必要なとなる企業団が保有する施設管理システム用端末や完成図書等は、無償で貸与する。」とのことですが、「執務室等の貸与は行わない。」としていることから、事業者は企業団様とは離れた場所で執務することになるため、システム用端末の設置場所や管理方法についてご教示ください。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与します。端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
271	支給品及び貸与品	32	第4	1	(12)	ア			質問	「施設管理システム用端末」の使用方法については、事業開始前に企業団より研修を行ってもらえるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	維持管理業務の期間について	33	第4	1	(3)				質問	新設設備の維持管理業務期間（開始）は「工事完了後（完成した池から順次開始）」とありますが、各池の工事期間は事業者提案で設定し、その工事が終了次第維持管理を開始するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、同時に工事が可能な池数及び期間に制約がありますので、ご留意ください。
273	維持管理業務の期間について	33	第4	1	(3)				質問	新設設備の維持管理業務開始時期について、「※全池完了は令和 18 年3 月を予定」とありますが、令和18年3月よりも後に完了する提案は可能でしょうか。	” 予定” は自然災害や不可抗力を想定したものです。 第1章3(4)ウの設計・施工期間令和9年4月～令和18年3月としています。そのため、令和18年3月を超える提案は不可能です。
274	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)				質問	「損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。」と記載されておりますが、通常の経年劣化及び施設の運転上避けることができない損傷については引渡し時に修繕、回復する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
275	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	「劣化のない状態で引き渡す」とございますが、劣化のない状態とは具体的にどのような状態を指すのかご教示ください。	正常な運転ができる状態と考えてください。
276	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	「事業期間終了時において、本事業の対象とするすべての設備が（中略）損傷及び劣化の無い状態で（後略）」とありますが、経年による自然劣化は対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。
277	事業期間終了時の状態について	33	第4	1	(16)	ア			意見	「損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。」とありますが、損傷及び劣化のない状態とは、具体的にどの程度の状態まで許容するのかご教示ください。 例えば、機械・電気設備において、 ・外観上、著しい腐食や変形、割れ、欠損、塗装剥離、漏水、油漏れ等がないこと ・異音、異常振動、異常発熱、異常電流等がなく、所定の性能を満足すること ・絶縁抵抗試験において、所定の確認結果が得られること などを満足していれば良く、経年に伴う軽微な摩耗・退色等の劣化は含まないとの理解でよろしいでしょうか。 対象施設としては異なりますが、「水道施設の点検を含む維持・修繕 の実施に関するガイドライン」に記載の表-3.5.10 劣化グレード判定表の基本的な考え方に記載の、劣化を許容しない場合の維持管理限界である劣化グレードⅡを基準とするなど、どの基準を採用するのか明示いただきたいです（貴企業団が定める既存の点基準があればそれを基準とするのか、国土交通省等の基準を採用するのか等）。	ご意見として提出されましたが内容が質問であったため下記の通り回答します。 設備の損傷及び劣化状況は、様々な状態が考えられるため、現段階で明確な基準を示すのは困難です。また基準を示すことがかえって円滑な業務遂行や効率的な業務を阻害する可能性もあると考えています。 そのため、ご提示いただいたガイドライン等を参考にしながら、企業団と事業者が双方で設備の状態等を確認しながら判断したいと考えています。
278	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	事業期間終了後の技術指導は、原則有償との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業期間内に適切に引継ぎがされ、技術指導が行われていることが条件となります。
279	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	「事業期間終了日の翌日以降も技術協力を求められた場合は、引き続き技術指導を行うこと」とありますが、技術指導の実施期間や終了時期について、何らかの考え方や想定があればご教示ください。	現時点では、実施期間や終了時期の想定はありません。 そのため、契約後に企業団と事業者が協議し、決定します。
280	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	” 損傷及び劣化のない状態” について、適切な維持管理を実施したうえでの、通常の使用に伴う経年劣化や自然摩耗については許容されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業終了の引き渡し時には運転に支障がなく、故障の無い状態としてください。

質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
281	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ア			質問	” 事業者は、・・・かつ損傷及び劣化のない状態で、企業団に引き渡せるようにすること。”とあります。適正な事業費を算定するため、本要件について定義・解釈を明確化していただけないでしょうか。	明確な定義は不可能です。 No. 289の回答をご確認ください。
282	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	イ			質問	” 技術指導協力” について、ご想定される必要な日数や期間をご教示ください。	現段階では、日数や期間の想定はありません。 事業者から引継ぎ内容等の提示を受けたうえで、日数や期間等を双方が協議し決定します。
283	業務引継ぎ	33	第4	1	(16)	ウ			質問	「事業期間終了日の翌日以降も～引続き技術指導を行うこと」との記載がありますが、令和33年3月31日をもって一旦事業が終了するため、事業終了の翌日以降に当該事象が発生する場合は、別途契約とし引継ぎ費用を精算していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	業務引継ぎについて	33	第4	1	(16)	ウ			質問	” 技術指導協力” について、事業者が著しい費用負担や指導期間の延長が見込まれる場合は、貴企業団と協議の場を事業期間終了日以降であっても設けて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	維持管理業務における留意事項について	34	第4	1	(22)	ア	(オ)		質問	「沈でん池等を空池にする際、地下水等により浮上リスクを検討」と記載がありますが、貴企業団の対策事例等に基づき、短期的な作業で空池にする場合に必要な対策を浮上リスク検討書によって検証し、提出するということで宜しいでしょうか。なお、検討に必要な情報はいただけるという理解で宜しいでしょうか。該当する対策を実施するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 検討に必要な情報は提供いたします。また、事業者が検討いただいた結果に基づき、必要な対策を実施してください。
286	その他留意事項	34	第4	1	(22)	ア	(オ)		質問	「沈でん池等を空池にする際は」との記載がありますが、沈でん池等の清掃を行う場合、各池・槽の水抜きや水張りは企業団側で実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	施設管理システムの入力について	35	第4	2	(1)	エ			質問	施設管理システム専用端末は、浄水場外への持出は可能でしょうか。また、場外のネットワークから施設管理システムへアクセスすることは可能でしょうか。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。 端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
288	基本事項について	35	第4	2	(1)	エ			質問	” 作業表の作成及び申請方法” について、事業者が貴企業団から施設管理システムに関わる専用ソフトを事業者のデバイスにインストールし、オンライン入力を行うのではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	基本事項について	35	第4	2	(1)	エ			質問	” 作業表の作成及び申請方法” について、専用端末の事業者への供与はあるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	基本事項について	35	第4	2	(1)	エ			質問	” 作業表の作成及び申請方法” について、機器の更新に伴う作業票のフォーマットの変更は事業者が施設管理システムを用いて行うとの理解でよろしいでしょうか。	施設管理システムでは、定められたフォーマットに基づき、作業票の作成及び申請、点検結果の入力、作業報告の入力・申請を行ってください。 作業票等のフォーマットの変更は行わないでください。
291	沈でん池内の点検期間について	35	第4	2	(2)	ア	(イ)(ロ)		質問	沈でん池の水抜きを伴う点検は池清掃時に実施するものと理解していますが、池を空にできる期間は何日程度確保できるかご教示ください。	水運用や排水処理施設との調整状況により異なります。 参考として近年の沈でん池清掃の例では、沈でん1池当たりの休池期間は約7日間で、その内訳は、水抜き清掃2日、池内機器の点検調整2日、充水3日となっています。
292	保守点検における油脂類の交換について	35	第4	2	(2)	ア	(エ)(オ)		質問	更新対象設備（更新前）は別紙9に記載された交換周期に基づき、新設備は事業者にて設定した交換周期に基づいて、油脂類交換を実施するという理解でよろしいでしょうか。 その場合、令和10年度の交換対象は令和9年度までの交換実績に基づく必要がありますが、令和6年度から令和9年度までの交換実績および予定を一覧表で示していたことは可能でしょうか。	第 3 回閲覧資料に示します。
293	油脂類交換に伴う搬出入について	35	第4	2	(2)	ア	(キ)		質問	油脂類交換作業で使用する潤滑油および交換後の廃油は、作業当日に搬入・搬出することとされていますが、都度運搬業者を手配することは、運用面や環境配慮の観点から課題があると考えます。一定期間、場内において適切に管理したうえで仮置きすることは可能でしょうか。	事業者により、点検頻度や方法が異なることが想定されます。そのため、契約後の協議にて決定することとします。
294	保守点検	35	第4	2	(2)	ア			質問	「継続利用設備は、第1回閲覧資料「点検整備指針_抜粋」を参考に年次点検を行い」とありますが、更新対象設備（更新前）についても同じ理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	保守点検について	35	第4	2	(2)	ア			質問	” 点検周期” について、継続利用設備は点検整備指針の周期とし、新設備に関しては事業者の提案の周期との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	保守点検について	35	第4	2	(2)	ア			質問	” 点検周期” について、継続利用設備についても、契約後、事業者からより効率的な周期の提案、貴企業団との協議は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	土木構造物の点検について	35	第4	2	(2)	ア	(ロ)		質問	土木構造物の” 目視点検” について、傾斜板設置部など目視不可能な箇所に関しては、点検の対象外との理解でよろしいでしょうか。	目視で確認できる範囲で点検を実施してください。
298	施設管理システムの入力方法について	36	第4	2	(2)	イ			質問	作業内容等を貴企業団の施設管理システムに入力する必要がありますが、このシステムは外部からアクセスして入力することは可能でしょうか。それとも都度現場に訪問して入力する必要があるのでしょうか。	施設管理システム用端末として、通信機能付き専用タブレット端末を貸与し、その端末からのみ入力が可能です。 端末は浄水場場外でも使用できますが、事業者が責任をもって管理してください。
299	作業票の作成について	36	第4	2	(2)	イ			質問	” 作業票を30 日前までに作成及び申請” について、土日祝日を含めた30 日前との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
300	作業票の作成について	36	第4	2	(2)	イ			質問	” 作業票を30 日前までに作成及び申請” について、作業票の作成は、緊急時の点検や修繕も原則該当するが、状況に応じて、貴企業団と都度協議との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	保守点検	36	第4	2	(2)	ウ			質問	軽易な補修を行いとありますが対応後に都度精算するとの考えでよろしいでしょうか。	精算の考え方については、別途公表する公告資料等に示します。
302	対象設備の軽易な補修について	36	第4	2	(2)	ウ			質問	” 事業者は、・ ・ 軽易な補修を行い、作業終了後、速やかに施設管理システムに入力すること。” とあります。軽易な補修に要した費用は、事業者の負担との理解でよろしいでしょうか。ご発注者の負担となる場合、修繕費と同様に実績払いとなりますか。また、この場合、” 技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。” が求められるのでしょうか。	軽易な補修に要する費用については、別途公表する公告資料等に示します。また以降のご質問に関しては、ご理解のとおりです。
303	保守点検	36	第4	2	(2)	オ	(7) (1)		質問	本事業は非常駐でありまた運転管理を含まないため通常運転管理上での対応や一次故障対応まで求めているように見受けられます。一次対応や故障記録・報告については本事業に含まないよう検討願います（責任所掌を明確化するためにも）。	本事業の要求水準事項としてご理解ください。
304	計画修繕における当初の考え方	36	第4	2	(3)	ア			質問	維持管理開始直後の計画修繕はTBM（時間基準保全）による考え方を基に立案する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務開始後、設備の状態をみて修繕内容を決定していきます。
305	事業開始後の計画修繕の考え方	36	第4	2	(3)	ウ			質問	状態監視保全(CBM)に基づき修繕を行う旨が明記されていますが、特に新設設備において当初よりCBMでの立案が困難であることに鑑みると、事業期間中にTBM（時間監視保全）からCBM（状態監視保全）へ保全方式を変更していく方針であると理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	計画修繕について	36	第4	2	(3)				質問	尚書きにおいて「事業期間中の性能及び機能の維持が困難と判明した設備については、必要に応じて本事業内で改造（撤去含む）又は更新すること。」と記載されていますが、修繕計画の中で貴企業団として改造又は更新が必要となる状況についてはどのように想定されているのかをご教示いただけますでしょうか。また、改造又は更新の必要性の判断は貴事業団と事業者で協議して決定するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書案に記載のとおり、薬品注入や水質状況の実績に示す程度の運用において、新設設備の性能や機能が維持できないと判明した場合を想定しています。改造や更新の必要性の判断は、企業団と事業者の双方が協議の上、定めることとします。
307	修繕内容、実施金額の協議時期について	36	第4	2	(3)	エ			質問	「前年度の7月までに点検結果を基に、翌年度の修繕内容および実施金額を協議する」とありますが、7月時点では点検結果が十分に揃わない場合も想定されます。前年度7月までに協議を要する理由についてご教示ください。	次年度に行う修繕内容を決定し、事業者にお支払いする修繕費を予算計上するためです。
308	計画修繕	36	第4	2	(3)				質問	「なお、事業期間中の性能及び機能の維持が困難と判明した設備については～改造（撤去含む）又は更新すること」との記載がありますが、当該設備の状況を判断する主体は企業団と事業者のいずれになるのでしょうか。併せて、その判断に用いる基準についてご教示願います。またこの場合の事業費は増額して頂けるとの考えでよろしいでしょうか。	企業団と事業者が設備の状態等を確認し、協議したうえで、決定します。様々な設備の状態が想定されるため、現段階で明確な基準を示すことは困難です。事業費の増額については、事象の責がどちらにあるかを企業団と事業者が協議したうえで、判断します。
309	計画修繕	36	第4	2	(3)	イ			質問	事業費内であれば修繕項目の変更等で済むと考えられますが基本は事業者側の修繕計画に沿った運用となるため運転監視上での追加要望等発生した場合は増額対応して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	追加要望等の内容を企業団と事業者が協議したうえで決定します。
310	計画修繕	36	第4	2	(3)	エ			質問	7月と指定されておりますが事業者側の自由裁量を狭めるため時期は協議検討願います。	事業者にお支払いする修繕費の次年度予算計上や、作業に必要な水運用の調整などを行うために時期を設定していますので、ご理解ください。
311	計画修繕	37	第4	2	(3)	カ			質問	「概要書を基に、企業団内部で予算審査・予算査定を行い～」との記載がありますが、企業団の予算査定による予算査定の結果、事業者が必要と判断した修繕が先送りまたは減額された場合、その影響として翌年度以降に設備の故障や性能低下が発生した際のリスク負担者は、事業者ではなく企業団となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	計画修繕	37	第4	2	(3)	カ			質問	「概要書を基に、企業団内部で予算審査・予算査定を行い～」との記載がありますが、企業団の予算査定による予算査定の結果が遅い場合事業者側での対応（部品納期や作業者確保）に影響がでる可能性が有ります。その際のリスク負担者は事業者ではなく企業団となるとの理解でよろしいでしょうか。	予算(案)は遅くとも前年度の12月までには確定するため、決定の遅れによる事業者への負担やリスクはないものと考えています。

第2回質問に対する回答_要求水準書（案）										対象事業：綾瀬浄水場沈でん池設備整備事業	
質問 No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
313	計画修繕の実績払い	36	第4	2	(3)	ク			質問	修繕に関わる入札金額について、図では入札時に「技術提案とともに提出される修繕費用（事業期間終了までの事業者が導入する機器の標準的な修繕費用）」との記載がありますが、入札金額と契約金額は同額になると認識しております。 修繕に関わる入札額としては、「維持管理業務委託契約希望額（入札公告の上限価格以下）」を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、事業者が考える修繕費用の事業期間累計上限額を計上するという理解でよろしいでしょうか。	第4章 2（3）クに示す図については、計画修繕の執行に関するイメージを示したものです。 維持管理業務委託の入札額に関しては、修繕の他、点検等を含め、事業者が必要と考える費用を提示してください。
314	計画修繕の実績払い	36	第4	2	(3)	ク			質問	「修繕は、実績払いとし」「修繕費は契約額を超えないことが原則」とありますが、事業者の帰責事由によらず修繕を実施した場合は、その額は契約額を超えることができるとの理解でよろしいでしょうか。	契約額を超えないことが原則です。 状態監視保全を行った結果、契約額を超える場合は、契約変更等について企業団と事業者が協議して決定します。
315	計画修繕の実績払い	36	第4	2	(3)	ク			質問	「修繕は、実績払いとし」とありますが、「実績」の金額としては、事業者が貴企業団に都度提示する見積が根拠となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、費用に関しては実績等を基に精査いたします。
316	計画修繕費用の支払いについて	37	第4	2	(3)	ク			質問	図に「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」と「維持管理業務委託の契約額」がごさいます。事業者は、応札時にはそれぞれの修繕費を算出し、市に提出するとの理解でよろしいでしょうか。 また、修繕費を算出するにあたり、それぞれの算出方法の基本的な考え方についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。 算出方法の基本的な考え方は要求水準書案に記載のとおりです。また算出方法については、事業者でご判断ください。
317	計画修繕費用の支払いについて	37	第4	2	(3)	ク			質問	「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」を超えることをできないとした理由をご教示ください。また、超えた場合の修繕費用の扱いはどうなるのでしょうか。	これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。 そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」は超えることはないものと考えています。
318	計画修繕	37	第4	2	(3)	ク			質問	「ただし、技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと」との記載がありますが、当該上限額は事業期間全体の累計額を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	修繕費用の上限額	36	第4	2	(3)	ク			質問	「技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額」は物価スライドの対象になるという理解でよろしいでしょうか。	別途公表する、公告資料等に示します。
320	技術提案における修繕費用よりも安価となる契約額について	37	第4	2	(3)	ク			質問	下図の記載について、「技術提案と共に提出される修繕費用」に対して「維持管理業務委託の契約額」は安価になると読めますが、この差額が生じる理由をご教示下さい。	これまで企業団では、機器の標準的な修繕内容及び周期に基づいた修繕ではなく、設備の状況等を定期的に確認し、また過去に実施した修繕内容を勘案して、実施する修繕内容を決めてきました。 そのため、「技術提案と共に提出される修繕費用（標準的な修繕費用）」は超えることはないものと考えており、そのため、維持管理業務委託の契約額は、それよりも安価になると考えています。
321	要求水準変更について	37	第4	2	(4)				質問	維持管理期間中における突発的な故障等が発生した場合の責任の考え方について、要求水準書（案）においては計画外修繕の実施主体が事業者とされています。 一方で、当該記載が、計画外修繕に係る費用について常に事業者が全て負担する趣旨とも解釈され得るため、費用負担の考え方としては、故障等の原因帰属に基づき整理されるとの理解でよろしいでしょうか。 （注：要求水準書（案）28頁 表4-1「維持管理業務の対象設備」において、計画外修繕の実施主体が事業者とされている）	計画外修繕は、新設設備を対象としているため、計画外修繕の実施者は、事業者となります。 要求水準書案に記載のとおり、費用の負担は、企業団と事業者が協議して決定します。
322	計画外修繕	37	第4	2	(4)	ウ			質問	「計画外修繕にかかる費用は実績払いとする。ただし～費用の負担者を決定する」との記載がありますが、実績払いであることを踏まえると、原則として企業団が費用負担者となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業者が費用を負担することとなる具体的なケースや判断基準（事業者帰責と整理される範囲）についてご教示願います。	費用負担は、企業団と事業者が協議を行い、故障等の原因帰属に基づき整理します。 現段階では、新設設備の仕様が決定していないため、具体的な判断基準を示すことは困難です。協議により決定することをご理解ください。
323	計画外修繕について	37	第4	2	(4)				質問	”計画外修繕”について、事業期間中の事業者で負担する場合の当該修繕費用は”技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額を超えないこと。”の考えの範囲内との理解でよろしいでしょうか。	計画外修繕が発生した場合の原因により対応が異なるため、範囲内、範囲外の両方があります。
324	計画外修繕の実績払い	37	第4	2	(4)	ウ			質問	「計画外修繕にかかる費用は実績払いとする」とありますが、「実績」の金額根拠としては、事業者が貴企業団に都度提示する見積が根拠となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、費用に関しては実績等を基に精査いたします。
325	計画外修繕の実績払い	37	第4	2	(4)	ウ			質問	計画外修繕にかかる費用は（3）計画修繕に記載の「技術提案とする事業者が考える修繕費用の上限額」の枠外という理解でよろしいでしょうか。	計画外修繕が発生した場合の原因により対応が異なるため、範囲内、範囲外の両方があります。

質問 No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答案
326	池内清掃	37	第4	2	(5)	ア			質問	7月と指定されておりますが事業者側の自由裁量を狭めるため時期は協議検討願います（有事や不可抗力により7月までに提案が難しい可能性も考えられるため協議として頂けますでしょうか）。	事業者にお支払いする修繕費の予算計上や、作業に必要な水運用の調整などを行うために時期を設定していますので、ご理解ください。
327	池内清掃について	38	第4	2	(5)	カ		(7)	質問	” <清掃箇所及び面積（1 池あたり）> ① 薬原水渠 61.6 m ² ” とあります。 ① 薬原水渠 61.6 m ² には清掃が困難と考えられる、薬原水渠手前の水路は含まれず、清掃可能な範囲の面積との理解でよろしいでしょうか。 （急速混和池から流出した薬原水渠手前の水路は原水の流入を停止しないと清掃ができないと考えています。）	ご理解のとおりです。別紙8に示す当該範囲の共用部は事業対象外としています。
328	池内清掃について	38	第4	2	(5)	カ		(7)	質問	” (7) 清掃時期は、企業団が指定するが・・・” とあります。 一方で” (7) 事業者は、作業実施の前年度の7月までに実施時期を企業団に提案し、双方協議のうえ、実施時期を決定すること” と記載されています。 清掃時期は原則、貴企業団より時期の指定（希望）はあるが、事業者は作業実施の前年度の7月までに実施時期を企業団に提案し、双方協議のうえ、実施時期を決定することが できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	契約保証について								質問	実施方針（案）P29 第9章 2契約保証金で「工事請負契約の契約保証金は、請負代金額の 10%以上とする。」とあります。今後公表される「建設工事請負契約書（案）」の中でその他保証方法（債務の履行を保証する公共工事履行保証証券や履行保証保険契約の締結等）について示されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	汚泥排除工の施工範囲について	別紙8							質問	薬原水渠の共用部（薬原水渠流入ゲート上流側）が対象範囲として示されています。沈でん池2池分の共用部にあたるため、当該範囲の清掃時は2池停止状態となりますが、沈でん池清掃は2池ずつ計画する必要があるか、1池ずつの計画としいずれか1池の清掃時に併せて当該範囲の清掃を実施すればよいか、どちらの想定でしょうか。	沈でん池清掃は1池ずつの計画としてください。なお、詳細は別紙8をご確認ください。
331	汚泥排除工の施工範囲について	別紙8							質問	急速混和池は清掃範囲として示されておりませんが、当該範囲の清掃、水抜き及び池内の点検等は不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	維持管理範囲について	別紙8							質問	維持管理対象となっている薬原水渠制水扉の後段に手動ゲートが設置されていますが、手動ゲートは維持管理対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。